ディスクロージャー誌

2023

令和4年度【令和4年4月1日から令和5年3月31日まで】

淡路日の出農業協同組合

住 所 兵庫県淡路市志筑 3112-14

電 話 0799-62-6200(代)

目 次

ごあい	はこ	•	•	•	•									•															1
1.	経営	理念	i	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			2
2.	経営	方針		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			3
3.		管理				•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			3
4.		の概				和	4	伍	电	-																			4
	事業														E)														1
	農業																												2
						•								:															
7.	地坦	貢献	活	虭		•	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			3
	リス																											-	7
	自己						•	•	•	•	•			•															1
10.			の	内:	容		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	2
[JA]	くの概	腰】																											
1.	沿革	・あ	Ø	み																								3	2
2.	機構	図	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	3
3.	組合	員数	!	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	4
4	組合	音 組	織	<i>(</i>):	狀	況		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			4
				•	•	•																							4
	役員			⁄卫	昌.	_	些	`																					5
	職員		, (. حا	=	_	晃					_		•							_								5
			•																										
	事務													•					•										6
	特定		事	茉	17:	埋	苿	首	U)	水	况		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	7
【経営																													
	9年の																												
1.	貸借	対照	表											•														4	
2.	損益	計算	書		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4	2
3.	注記	表		•	•	•	•							•														4	4
4.	剰余	金処	分	計:	算	書		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6	8
5	財務	諸夫	О	īF:	確	性	等	ı-	か	か	る	確	認		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6	
	部門												•															7	
	独立							土																					1
	ュュュ A益の			ر <u>ں</u>	ш.	=	∓IX					•	-	•						•	•	•	•	•	•	•		'	'
	最近			\\	左	-	σ	~		_	4 ∇	224	+6	+==														7	2
										<i>'</i>				信		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			
	利益)							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7	
	資金								•	•				•															4
	受取			利.	思	の :	埋:	減	額		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7	5
	業の																												
1.	信用	事業		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7	6
(1)貯	金に	関	す	る	指	標																						
	1	科目	別	貯:	金	Ψ.	均	残	高																				
	2	定期	貯	金	残	高																							
(2	2)貸	出金	等	に	関	す	る	指	標																				
, –	1	科目								高																			
	2	貸出				_	-	_				肂	喜																
	3	貸出											رب																
	4	債務											=p	ᆄ	<u>+</u>														
	5					_							叭	沙支	回														
	_	貸出								戏	同																		
	6	貸出									^																		
	7	主要																_											
	8																										の保証		況
	9																				ブ	<	開	示	債	権	の状	況	
	10	貸倒	3	当:	金	の	期	末	残	高	お	ょ	び	期	ф	の	増	減	額										
	11)	貸出	金	償:	却	の	額																						
(3	3) 内	国為	替	取	扱:	実	績																						
(2	1) 有	価証	券	に	関	す	る	指	標																				
-	1	種類								残	高																		
	2	商品											高																
	3	有価											. ⊸																
	_	1 7 141	- 111	/ .	//		111	ر	ان ر ,	11	ر-،																		

(5)有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティ	ブ取引
2. 共済事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
(1)長期・年金共済契約高・保有契約高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4)年金共済の年金保有高	
(5)短期共済新契約高	
3. 購買事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
(1)買取購買品(生産資材)取扱実績	
(2)買取購買品(生活物資)取扱実績	
4.販売事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
(1)受託販売品取扱実績	
5. 保管事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
6. 福祉事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
7. 利用事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
8. 農業経営事業(畜産センター事業および野菜栽培)・・・・・	87
9. 御食菜采館事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
10. 花さじき直売事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
1 1 . 指導事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
12. レンタル事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
IV 経営諸指標	
1. 利益率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
2. 貯貸率・貯証率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項 ・・・・・・・・・・・・	89
2. 自己資本の充実度に関する事項 ・・・・・・・・・・・	91
3. 信用リスクに関する事項 ・・・・・・・・・・・・・	94
4. 信用リスク削減手法に関する事項 ・・・・・・・・・・・	97
5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	98
6. 証券化エクスポージャーに関する事項 ・・・・・・・・	98
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 ・・	99
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項・・	
9. 金利リスクに関する事項 ・・・・・・・・・・・・・	101
VI 連結情報	
1. グループの概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	104
(1)グループの事業系統図	
(2)子会社等の状況	
(3)連結事業概況(令和4年度)	
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5)連結貸借対照表	
(6)連結損益計算書	
(7)連結剰余金計算書	
(8) 連結キャッシュ・フロー計算書(間接法)	
(9)連結注記表	
(10)農協法に基づく開示債権	
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況 ・・・・・・・・・・・・・	140
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3)信用リスクに関する事項	
(4)信用リスク削減手法に関する事項	
(5)派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関す	る事項
(6)証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに	関する事項
(10)金利リスクに関する事項	
法定開示項目掲載ページ一覧 ・・・・・・・・・・・・・・	153

ごあいさつ



平素は、当JA事業に対しまして、格別のご理解とご支援、 ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大、ロシアによるウクライナ侵攻による地政学的リスクの高まり、さらに主要経済国のインフレに対する金融政策の引き締めなど、きわめて不確実性が高い状況が続き、私たちの日常生活も大きな影響を受けました。一方、個人消費の緩やかな持ち直しや

インバウンド需要が回復傾向にあり、景気は緩やかに持ち直していると思われます。

農政・農業面では、政府は昨年 12 月に「食料安全保障強化政策大綱」を策定し、 食料安全保障の強化のために継続的に講じる対策と目標を明らかにしました。また、 JAにおいては、引き続き自己改革を進めていく必要があります。さらに、当JA管内 では、農業者の高齢化・担い手不足・耕作放棄地の増加に加えて、人口減少に伴う地 域経済の縮小などの課題があります。

このような中、当JAといたしましては、持続可能な農業の実現に向けて、営農相談活動を展開するとともに、組合員のニーズに合ったJA事業を提供するため、組合員宅を定期的に訪問する「ふれあい訪問活動」の実践により、組合員のみなさまとの対話を通じて「相談・提案型推進」を行ってまいります。また、担い手や新規就農対策、農畜産物の生産・出荷対策、地産地消の推進にも引き続き取り組んでまいります。

本年度は、10月に合併30周年を迎える節目の年でもあります。その節目の年を盛り上げるため、様々な取り組みを計画しています。また、「持続可能な農業と地域づくりに向けて」を経営理念とし、第10次3か年事業経営計画を作成し、取り組み項目を明確化して実践してまいります。合わせて、新たな第5次営農振興計画のもと「農業者所得の増大」「農業生産の拡大」「地域農業の活性化」をめざして全力で取り組みます。

組合員のみなさまの信頼と期待により一層応えるべく役職員一丸となって精進してまいりますので、引き続き、格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

淡路日の出農業協同組合

代表理事組合長 相扱 有俊

1. 経営理念

当JAは、洲本市・淡路市を事業区域とした地帯で、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営している協同組織です。

当JAの資金は、その大半が組合員のみなさまおよび地域住民のみなさまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。その資金を必要とされる組合員のみなさまおよび地域住民のみなさま方や、地方公共団体などにご利用いただいております。

当JAは、農業者ニーズに応え、担い手をサポートし、「農業」と「地域社会」の未来に貢献するため、「持続可能で継承できる農業の実現」「JAの総合事業を通じた地域社会との連携の実現」「経営管理の高度化とJA事業活動を支える人づくり」の3つのビジョンに基づき経営に取り組みます。

組合員とともに農業と地域社会の未来に貢献するJAづくり

~JA淡路日の出は、食と農を支え、

地域に根ざした協同活動を実践します。~



あわじ花さじき提供

2. 経営方針

◇持続可能な農業の実現

営農経済事業体制・機能の強化により、地域農業の担い手を育成・支援し、農業者所得の向上と農業生産の拡大を進め、持続可能で継承できる農業の実現をめざします。

◇地域に密着した「共感」していただける協同活動の展開

地域に開かれた協同組合として、総合事業を通じたサービスの提供および地域に 密着したJAファンづくり活動により、「共感」していただける協同活動をめざし ます。

◇JA経営基盤の確立・強化と人づくり

内部統制の整備とリスク管理体制の強化により、経営基盤の確立に取り組むとともに、自ら考え行動できる人材の育成に努めます。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行をしています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。



組合の業務執行をする理事は、組合員の代表者からなる役員候補者推せん会議の決定を経て、公正な手続きにより選任されております。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況(令和4年度)

令和4年度後半、新型コロナウイルス感染症の第8波が全国的に広がり、淡路島内でも感染が猛威を振るいました。第9波の到来も予測される中、令和5年5月には5類感染症に移行し、ウイズコロナの動きから、経済活動は復調の兆しが見えてくると思われます。農政面では、政府が令和4年9月の食料供給・農林水産業基盤強化本部において、「スマート農林水産業」「農林水産物・食品の輸出促進」「農林水産業のグリーン化」「食品安全保障の強化」を農林水産政策の4本柱とし、農林水産業の持続可能な成長を推進していくという農林水産政策が打ち出され、今後の動向を注視する必要があります。

こうした中、当JAでは、総合事業を通じて協同組合運動に取り組み、地域に密着した事業を展開するため、「組合員とともに農業と地域社会の未来に貢献するJAづくり」の経営理念のもと、第9次3か年事業経営計画に取り組みました。また、第2次自己改革プログラムでは、基本目標である「農業者所得の向上と農業生産の拡大」「地域農業の担い手の育成・支援」「営農経済事業体制・機能の強化」「地域農業の活性化」の達成に向けて取り組みました。さらに統括経済センターを中心に各経済センターの効率化を図り、施設等の再編を推し進め、組織体制の機能強化に取り組みました。

また、農林水産省は、令和4年1月に農協に対する総合的な監督指針を改正し、組合員との対話を通じて引き続きJAにおいて自己改革が実践されるよう、農林水産省(都道府県)が指導・監督等を行う仕組み(いわゆる自己改革実践サイクル)を構築することとされました。これを踏まえ、当JAでは令和4年度事業計画に必要事項を盛り込み、取り組みを実践してまいりました。

とくに、淡路島たまねぎ「淡の春」を地域の特産品と定め、担い手・集落営農等への訪問活動を通じて、農業生産の拡大をはかるとともに、ブランドカや直売所を通じたJAの販売力の強化により農業者の所得増大を図りました。また、予約購買の拡大等により農業者の生産コストの低減に努め、農業者の所得増大を図りました。他方、内部管理体制を強化するため、内部統制システム基本方針に基づき各業務マニュアルの再検証と改善に努めるとともに、法令等を遵守する職場風土の構築に

この結果、収支面では事業利益が7億5,242万円、経常利益は10億2,181万円となり、当期剰余金は6億8,356万円となりました。

主な事業活動と成果については、以下のとおりです。

向け、コンプライアンスプログラムの実践に取り組みました。

(1) 営農相談事業

第4次地域営農振興計画の基本方針である「農業者所得の増大」「農業生産の拡大」「地域農業の活性化」をめざし、販売力強化および生産力強化とコスト低減による持続可能な農業の実現に取り組みました。

「農業者所得の増大」では、季節限定商品とした「淡の春」(七宝早生7号)を各市場に向けて出荷しました。

「農業生産の拡大」では、コロナ禍の影響で営農相談員による訪問活動は制限されましたが、米の契約栽培(どんとこい)の面積拡大に取り組むとともに、生産コスト軽減と産地の維持拡大を目的に、レンタル事業、育苗センターの利用促進に努めました。

「地域農業の活性化」では、行政と連携して新規就農者向けガイドラインの設定と農

業経営モデルを提示して新規就農者の定着促進に取り組みました。

(2)販売事業・畜産事業

① 米

出来秋において、作況指数は「全国 100」、「兵庫県 102」、「淡路島 101」 でした。

コロナ禍の長期化による外食・中食産業の落ち込みで消費量が大きく減少、民間 在庫量の増加などにより米価が下落となりました。

うるち米の等級比率では1等が 7.3%、2等が 87.9%、3等が 4.8%となり ました。

全体としては、販売品販売・取扱高は 3 億 8,279 万円で前年度対比 1,070 万円減(2.7%減)となりました。

② 野菜

淡路島たまねぎの出荷量は前年度より若干の減少でしたが、歴史的な高値で推移したことや、施設集約や販売戦略の効果から、販売高は8億2,701万円で前年度対比3億2,194万円増(63.7%増)となりました。

また、レタスの出荷量は前年より増加し、販売高は 1 億 2,006 万円で前年度 対比 50 万円増(0.4%増)でした。

野菜全体としては、たまねぎの高値により販売品販売・取扱高は 11 億 1,35 7万円で前年度対比 3 億 2,024 万円増(40.3%増)となりました。

③ 果樹

淡路島いちじくは、小玉傾向であったが少量パックへの規格変更で例年並みの 販売高となりました。

また、加工出荷は、業者の確保により安定した販売が出来た結果、販売高は 9,302万円、前年度対比 47万円減(0.5%減)となりました。

いちごは、生産者の減少等で前年度より出荷量が減少しました。販売高は 3,0 14万円、前年度対比 655万円減(17.8%減)となりました。

スイカの出荷量は前年度より 19%増加しました。単価の高値もあり販売高は 873万円、前年度対比 220万円増(33.7%増)になりました。

果樹全体としては、販売品販売・取扱高 1 億 3,375 万円で前年度対比 667 万円減(4.7%減)となりました。

4 花卉

カーネーションは、生産者の減少による作付面積の減少と天候の影響で出荷量が減少しました。

ストックは、天候等の影響で出荷量は若干減少しましたが、世界情勢の影響による輸入の減少により全体的に高値で推移しました。

きんせんか・菜の花は、開花前の低温による生育遅れで出荷量は若干減少しま したが、販売価格は高値で推移しました。

花卉全体としては、販売品販売・取扱高は2億6,175万円で前年度対比1,430万円増(5.7%増)となりました。

⑤ 畜産

新型コロナウイルス感染が収まらない中、食肉価格の回復が遅れ和子牛価格も 低迷が続きました。

更に、穀物相場高騰で未曽有の飼料価格高騰が畜産経営を圧迫し、生産基盤に も大きな打撃となりました。

淡路家畜市場における和子牛年間平均市場価格は 748,558 円(税込)で前年度対比 26,816 円安(3.5%安)、年間取引頭数は 3,993 頭と 141 頭減少しました。

畜産関係販売品販売・取扱高は、20億9,763万円で前年度対比7,666万円減(3.5%減)となりました。

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のもと洲本市・淡路市畜産共進会が2年ぶりに開催され、代表牛が淡路日の出畜産共進会へ出品頂き、選考された 11 頭が淡路家畜市場で開催された兵庫県畜産共進会へ臨みました。共進会後行われた肉牛せりでは、名誉賞受賞牛が1,650万円(税込)と高値で取り引きされました。

自家保留促進対策として、優良後継牛確保対策事業では、準候補牛 184 頭に 3 68 万円、但馬牛繁殖経営安定対策事業では準認定牛他優良牛 40 頭に対し 160 万円を助成しました。また、年間和牛登録頭数は 481 頭でした。

神戸ビーフの輸出は 41 か国、重量 77,023Kg で前年度対比 3,990Kg 増(5.5%増) となりました。

⑥ 青果市場

コロナ禍ではありましたが、出荷物全体の相場が回復したことにより、前年を 上回る販売高が確保できました。

全体としては、販売品販売・取扱高 2 億 356 万円で前年度対比 2,951 万円増(16.9%増)となりました。

⑦ 直売所

御食菜采館洲本店については、お買い得情報の発信により、地域の利用者や観光客などの購入単価が上がり、JAタウンの売り上げも順調に増加しました。あわじ花さじき産地直売所においては、昨年度同様コロナ禍の影響を受けましたが、観光客数は大幅に回復しました。

(3) 購買事業

① 生産購買

地政学リスクの顕在化による、肥料・飼料など生産資材の価格の高騰・高止まりなど、生産者やJAを取り巻く環境は、より一層厳しさを増しました。そのような環境下で、肥料につきましては早期の予約申込と共同購入のスケールメリットを最大限に活かし、良質な肥料を確保し提供することができました。

また、畜産農家を対象に暑熱・熱中症対策品を、一般農家には除草剤・チップ ソー・畦畔用雑草抑制ネット等のキャンペーンを実施し、全農・メーカーと連携 した訪問活動も行いました。

購買品供給・取扱高は、16 億 8,062 万円で前年度対比1億 6,400 万円増(10.8%増)となりました。

② 生活購買

食品、日用雑貨用品、耐久消費財など、組合員・利用者の生活ニーズに合った

安全・安心な商品の提供に努めました。また、くらしの宅配便・白蟻防除・畳表替えなど様々な商品提案を行いました。

購買品供給・取扱高は、2 億 2,178 万円で前年度対比 2,074 万円増(10.3 %増)となりました。

③ 農機

JA・県域農機事業一体運営に参加して 17 年目を迎え、近年の農業における省力化を目的とした作業効率化等の多様化するニーズに応えるために、県下 JA と連携を図りながら安心できる商品提供とサービスに努めてまいりました。展示会については、コロナ感染拡大防止に努め開催しました。また、低価格モデルトラクターの導入支援や良質中古農機の提案など生産コスト低減への提案活動も行いました。

取扱実績は、2億5,538万円で前年度対比30万円減(0.1%減)となりました。

④ 自動車

地域の利用者をはじめ各支店・経済センターとの連携により、管内組合員に自動車センターの有利性を PR し、ニーズに沿った新車販売、整備、車検など充実したサービスの提供と情報発信に努めました。展示会・商談会については、コロナ感染拡大防止に努め開催しました。

また、今後を見据えてプラグインハイブリッドカー・電気自動車など次世代自動車やドライブレコーダーの販売促進を行うとともに、好評の「オイル交換キャンペーン」を毎月開催しました。

さらに、メーカーの新型車説明会、自動車整備振興会等の技術講習会にも積極的に参加して、新技術の習得に努めました。

取扱実績は、1 億 7,514 万円で前年度対比 1,206 万円減(6.4%減)となりました。車検台数については、前年度対比 9.9%増の 669 台でした。

(4)保管事業

倉庫施設の効率的な運用および保管管理の合理化を図るとともに、JA職員による検査と集荷業務を行い、入庫数が増加しました。

集荷実績は、70,652 袋と前年度対比3,387 袋増(5.0%増)となりました。

(5) 利用事業

共同利用施設による労働力の軽減と過剰投資の抑制、品質の向上を積極的にPRし、利用促進を図りました。

① ライスセンター・玄米色彩選別機

受託量は、1,698 トンとなり、前年度対比 48 トン増(2.9%増)となりました。

② 育苗センター

水稲・秋冬作野菜の育苗に取り組みました。また、農家の労力軽減と栽培面積拡大支援として、洲本市、淡路市、JAグループと連携して、秋冬作野菜苗5,844枚に対して1枚当たり200円の購入助成を行いました。

取扱実績は、3,744 万円で前年度対比 282 万円増(8.1%増)となりました。

③ レンタル・受委託事業

たまねぎ作業機械(播種機・移植機・剪葉機・掘取機・拾取機等)、野菜移植機、農地管理機械(歩行式ハンマーモア・ラジコン草刈機等)をPRすることにより、利用件数は 682 件で前年度対比 125 件増(22.4%増)となり、たまねぎ栽培・秋冬作野菜の作付面積拡大、機械投資コスト削減、作業労力の軽減等による農業者所得の増大に貢献しました。

(6)農業経営事業

肥育事業(畜産センター)では、継続して安全・安心、優良牛生産に取り組み、 肉質等級においては過去最高の格付を獲得した昨年をさらに上回るレベルの高い 肥育牛の出荷が出来ましたが、枝肉相場の低迷と飼料価格上昇分の生産費が販売 価格を上回る結果となりました。

野菜栽培については、6aのほ場で主要振興作物である「淡路島たまねぎ」を栽培し、消費者に向けた農業体験を行う予定でしたが、コロナウイルス感染防止のため中止となり、職員研修の場として活用しました。

種類	経営規模	当期販売高
肥育事業	22 頭	34,767 千円
野菜栽培	6 a	28 千円

(7) 福祉事業

組合員ならびに地域の利用者のニーズに応えるため、行政と連携して福祉事業に取り組み、訪問介護・生活支援事業を積極的に行いました。事業活動実績は、訪問介護事業で年間利用者数延べ 1,201 名、10,888 時間、高齢者生活支援事業は年間 389 時間となりました。

(8)信用事業

相談・提案型業務体制の構築を行い、コンサルティング機能の充実とコロナ禍、デジタル化に対応したネットバンク、JAバンクアプリなど非対面取引の普及に取り組み、安定的な収益基盤の確保に向けて、質的向上を伴った事業量の拡大に取り組みました。

その結果、貯金残高については、2,649 億 4,453 万円となり、前年度対比 4 8 億 4,605 万円増(1.9%増)となりました。

また、個人貯金においても、前年度対比 22 億 5,507 万円増(1.0%増)となりました。

貸出金については、住宅ローンを中心に、農業資金融資・マイカーローン・教育ローン・多目的ローンなどニーズに応じた提案型推進に取り組み、統一ローン 残高が 268 億 3,183 万円と前年度対比 7 億 3,805 万円増(2.8%増)となりました。

また、農業資金融資については、借入金利子・保証料の助成を 246 件、339 万円行いました。

貸出金残高は公金の貸付が増加したことから、332 億 6,205 万円と前年度対比 13 億 7,365 万円増(4.3%増)となりました。

(9) 共済事業

あんしんチェック活動、デジタルマーケティングでの組合員・利用者と新たな接点強化による普及活動を中心として、従来の万一保障に加え、医療・介護・年金など組合員・利用者のニーズを再確認し、環境変化に合わせた保障提案を行いました。そして、組合員・利用者の生活の様々な面において、さらなる「安心」と「満足」が提供できるよう総合的な保障点検を展開した結果、長期共済新契約高は、254億5,417万円となりました。長期共済保有高は、満期到来や生存保障のニーズへの移行などにより、前年度対比143億6,694万円減少し4,079億7,614万円となりました。また、生存保障ニーズにあわせた保障の拡充に努めました。

保全面では、組合員と利用者の利便性の向上のため、JA 共済アプリ・Web マイページ登録、キャッシュレス化・ペーパーレス化、Web 約款の活用、治療報告書の活用等に努めました。また、窓口ではほっとけんしん活動および下期からの3Q コール活動の実施により組合員・利用者への新たなつながりが出来ました。

(10) 経営管理

① 監査・コンプライアンス

「内部統制システム基本方針」に基づき、リスク管理、情報管理、コンプライアンスなどに取り組みました。さらに内部統制の整備と運用を検証し、内部統制プロセスの見直しを行いました。

監査においては、リスクアプローチ監査により、リスクの高い分野を重点的に 検証しました。また、内部監査の品質の維持・向上を図り、健全な業務運営に努 めるとともに、コンプライアンスプログラムの実践結果も検証しました。

② 企画

体制強化等の観点から、遊休資産・不稼働資産の有効活用等につき理事会・施設検討委員会等で、継続的に検討を重ね、施設等の再編も含めた事業の効率化を行いました。

地域で生産されている農産物を広く知ってもらい、地産地消を推進するために 学校給食用に「淡路島たまねぎ」「淡路島キヌヒカリ」を洲本市、淡路市に贈呈し ました。

また、ホームページのリニューアルを行い、SNS等の利用促進と合わせ、継続的な情報発信を行いました。さらに、広報誌「さんらいず」に「サンライズ食農教育支援」の取り組みを掲載するとともに、当 JA ホームページにJA自己改革プログラムの実践状況を掲載し、活動状況を報告しました。

③ 管理

就業管理システムを用いた職員の就業時間の把握と労働生産性の向上を図りました。さらに、情報セキュリティ対策として各支店に配布しているUSBメモリの使用状況の定期点検を行いました。また、情報系端末のインターネット接続を整備・更新し、情報漏えい対策を実施しました。持続可能な経営基盤の確立・強化に対しては、支店別・部内別損益を基本とした収支管理の徹底を図るとともに収支シミュレーションに基づいた事業収支計画を樹立しました。

④ 人事・教育

人材育成と活力ある職場づくりを実践するため、資格試験やそれに伴う研修会に参加し、モチベーション・コミュニケーション能力の向上を図りました。さらに、職員の健康増進対策として、インフルエンザの集団予防接種や定期健康診断を実施するとともに、新型コロナウイルス対策本部からは、関連対処方針に沿って「新型コロナ対応」を行い、事業継続を図りました。また、BCP(事業継続計画)の検証・修正を行いました。

5. 事業活動のトピックス(令和4年度)

月日	主 な 行 事
5月2日	たまねぎ「淡の春」贈呈式(洲本市役所)
5月9日	たまねぎ「淡の春」贈呈式(淡路市役所)
5月9~10日 5月16~18日	会計監查人監查 (期末監查Ⅱ)
6月17日 6月22日	田植え体験(淡路市立浦小学校) 田植え体験(洲本市立鳥飼小学校)
6月25日	第 29 回通常総代会
7月16~17日	自動車・農機合同展示会
8月1日	「若トラを励ます会」グッズプレゼント抽選会
8月25日	淡路地域農業後継者育成対策協議会・シンポジウム
9月29日~ 12月8日	JA 健康ふれあい館(洲本支店)
10月4~7日	会計監査人監査(期中Ⅰ)
10月12日	キヌヒカリ贈呈式(淡路市役所)
10月17日	キヌヒカリ贈呈式(洲本市役所)
1月15日	第 60 回淡路農林水産祭
1月23~25日	会計監査人監査(期中Ⅱ)
2月17日	第 28 回淡路日の出農協杯親善ゲートボール大会
2月22日	農業用廃ビニール・ポリ製品類回収
2月25~26日	自動車・農機合同展示会
3月3日	不要農薬回収
3月22~23日	会計監査人監査(期中Ⅲ)
3月23日	定年退職者の感謝状贈呈
3月31日	会計監査人監査(期末Ⅰ)

6. 農業振興活動

当JAは、第4次地域営農振興計画を策定し、農業者所得の増大と農業生産拡大等による持続可能な農業の実現に取り組んでいます。また、販売力強化および生産力強化とコスト低減ならびに農業管理支援、さらには農業の有する多面的機能の発揮、経済事業改革にも取り組んでいます。

1. 農業者所得の増大

季節限定商品とした「淡の春」(七宝早生 7号)を地域の特産品と定め、生産拡大と販売促進をはかるとともに、ブランド力や直売所を通じた販売力強化により農業者所得の増大を図りました。

2. 農業生産の拡大

コロナ化の影響で営農相談員による訪問活動は制限されましたが、米の契約栽培 (どんとこい)の面積拡大に取り組むとともに、生産コスト軽減と産地の維持拡大を目的に、レンタル事業、育苗センターの利用促進に努めました。

3. 地域農業の活性化

行政と連携して新規就農者向けガイドラインの設定と農業経営モデルを提示して新規就農者の定着促進に取り組みました。



7. 地域貢献活動

当JAは、協同組合活動の原点である「組合員の営農と暮らし」を守り、地域農業の振興に努めるとともに、地域社会の発展に貢献するため様々な活動を展開しています。

1. 社会貢献活動

(1)環境問題への取り組み状況

「地球にやさしい農業」への取り組みとして、定期的に廃プラスチック・ビニール等の回収および不要農薬の回収を実施しています。

2. 地域貢献活動

- (1)地域からの資金調達の状況
 - ① 貯金残高(令和5年3月末現在)

(単位:百万円)

種		類	残	高
当	座	性		61,429
定	期	性		203,514
小		計		264,944
譲	渡	性		_
合		計		264,944

(2) 地域への資金供給の状況

① 貸出金残高(令和5年3月末現在)

(単位:百万円)

			\	- <u> </u>
種		類	残	高
農業流	近代化	資金		40
そのか	也制度	資金		40
農業	関連層	融資		374
事業	関連層	融資		5,692
住宅	関連層	融資		25,968
生活	関連層	融資		983
そ	の	他		160
合		計		33,262

(3) 文化的・社会的貢献に関する事項

① 福祉活動

平成12年度から始まった介護保険制度の訪問介護事業者の指定を受け、 サービスの提供を行っています。

また、高齢者への生活介護予防・助け合いなどの活動に取り組んでいます。

② 職員の地域貢献への参加

職員は、地域清掃活動や消防団活動をはじめとした社会活動に積極的に 参加し、地域に根ざした活動を実践しています。 3. 自己改革プログラムへの取り組み状況(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況を含む)

JA淡路日の出 第2次自己改革プログラム

JA淡路日の出は、「持続可能な農業」を実現するために

「農業者所得の向上と農業生産の拡大」、「地域農業の担い手の育成

• 支援」、「営農経済事業体制・機能の強化」、「地域農業の活性化」

に全力で取り組みます。

第2次自己改革プログラムの基本的な考え方

JA淡路日の出は、農業者ニーズに応え、担い手をサポートし、農業者や地域住民と一体になって「持続可能な農業の実現」をめざしています。そこで、「農業者所得の向上と農業生産の拡大」「地域農業の担い手の育成・支援」「営農経済事業体制・機能の強化」「地域農業の活性化」を基本目標とした自己改革をすすめます。この目標を達成するため当JAは、自主・自立の協同組合であることを鮮明にし、組合員の意思に基づき、今まで以上の創意工夫を発揮し、積極的に新たな事業展開に取り組みます。



1 農業者所得の向上と農業生産の拡大

○農産物販売の拡大

季節限定たまねぎ「淡の春」の販売促進対策として指定市場、販売促進店舗への市場巡回を 2 回実施し、化粧小箱での店舗販売と PR 動画放映による販売促進を行いました。結果として京阪神市場に 678 トンを出荷しました。

また、多収穫米品種「どんとこい」を契約栽培による振興作物と位置づけ、大規模 農家や集落営農組織での面積拡大と新たな取り組みである複数年契約を提案して 27 戸と契約しました。

○地消地産による地元農畜産物の消費拡大

農薬の適正使用と食の安心安全をテーマに御食菜采館洲本店出荷者へ必須研修会を 3班に分けて開催しました。

御食菜采館洲本店 238 名・あわじ花さじき産地直売所 95 名の部会員により期待にこたえる商品が提供されました。

〇和牛の増頭対策と繁殖支援対策

自家保留対策として準認定・準候補牛への助成支援を行い、準認定牛他優良牛 40 頭・準候補 184 頭を認定しました。新規参入者等を対象とした研修会を 3 回開催し、3 回目の開催では、淡路和牛育種組合現地検討会と合同で牛の見方等の研修会を開催しました。



○農業経営費用の削減・労力削減対策

レンタル農機の稼働実態に応じたラインナップを検討し、たまねぎピッカーとハンマーナイフモア 1 台ずつ機械更新を行いました。各経済センターでラジコン草刈り機の活用について PR 活動を行い、労働力軽減に向けて利用促進を図りました。

2 地域農業の担い手の育成・支援

〇当 JA の事業間連携により営農組合や集落営農組織への訪問活動を実施し、収集したデータを精査したうえで、経営体に応じて契約栽培米や資材の大型規格の訪問提案活動を行いました。また、そのデータを基に営農計画策定支援システムを活用して、金融事業や共済事業を含めた経営プランの策定支援活動を行いました。

3 営農経済事業体制・機能の強化

○営農相談機能の強化

営農相談活動計画に基づき営農相談員活動基準を設定して取り組みました。また、 事業間連携訪問活動やふれあい訪問活動による複線的な訪問体系の構築を図りました さらに、タブレット活用による相談機能強化に向けて、各種研修会を開催しました。

○経済施設の効率的運用と機能再編

水稲多収穫品種苗及び秋冬作プラグ苗の購入助成を行い、育苗センターの供給拡大に取り組みました。また、旧鮎原経済倉庫の跡地を活用して、硬化苗センターを整備しました。

さらに、施設整備削除検討委員会では、遊休資産の活用方法、施設の集約について 協議しました。



8. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理の方針等〕

組合員・利用者のみなさまに安心して当JAをご利用いただくためには、より 健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応 すべく、認識すべきリスクの分析や管理体制の構築など、リスク管理の基本的な 体制を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。 当JAは、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を 決定しています。

また、通常の貸出取引については本店に審査担当部署を設置し、各支店と連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ·バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定した方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取り引きについてはリスク管理部門が適切な執行をしているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)および市場の混乱等により市場において取り引きができないため、通常よりも著しく不利な価格での取り引きを余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握した上で、運用方針などを策定する際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること、又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスクおよび流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応策および改善策が迅速かつ正確に反映できるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し、事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システム の不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用さ れることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に 努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題の一つとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点に立ち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営体制〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を 委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、本店各部門・各支店 等に配置したコンプライアンス責任者・担当者を中心としたコンプライアンス推 進の取り組みを行っています。

毎年度、コンプライアンスプログラムを策定し、実効ある推進に努めるととも に、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員に徹底しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備の上、 JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情 等の解決を図っています。

当JAの苦情等受付窓口(電話:0799-62-6200(月~金 9時~17時))

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター (電話:078-341-8227) 東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249)

まずは①の窓口又は一般社団法人JAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話 03-6837-1359) にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター(以下「東京三弁護士会」という)の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、ア

クセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

- 1. 現地調停:東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。例えば、組合員・利用者のみなさまは、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。
- 2. 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。
- ※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的な内容は一般社団法人JAバンク相談所又は東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

• 共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所(電話:03-5368-5757)

(https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html)

(一財) 自賠責保険:共済紛争処理機構

(https://www.jibai-adr.or.jp/)

(公財) 日弁連交通事故相談センター

(http://n-tacc.or.jp/)

(公財) 交通事故紛争処理センター

(http://www.icstad.or.jp/)

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 ADR

(https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html) 各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせください。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店の全てを対象とし、中期および年度ごとの内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告した後、被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

9. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 5 年3月末における自己資本比率は、18.74%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目		内	容
発 行 主 体		淡路日の出	農業協同組合
資本調達手段の種類		普通	出資
コア資本に係る基礎項目に算入した	1,8	07百万円(前年	丰度 1,844 百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。



10. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、 給与振込等もご利用いただけます。

◎ 貯金等商品一覧

貯金名	特 徴	預入期間	預入額	対象
普通貯金	お財布がわりに いつでも出し入れ自由。	期間の定めは ありません。	1 円以上	個人/法人
当座貯金	手形・小切手の決済に 手形・小切手の決済口座貯金としてご利用ください。	期間の定めは ありません。	1 円以上	個人/法人
通知貯金	さしあたり予定のないお金は 7 日間の据置期間経過後、お引き出しできる貯金 です。さしあたり使う予定のない、まとまった資金 にご利用ください。	7日以上。2日前 のご通知で、お引 き出し出来ます。	5万円以上	個人/法人
納税準備貯金	納税のための租税を納付するため、その準備金を積み立てることを目的とした貯金です。お利息は非課税扱いです。	納税のためなら いつでもお引き 出し出来ます。	1 円以上	個人/法人
貯蓄貯金	お引き出し自由で残高に応じた利率 普通貯金のように出し入れ自由で、毎日の最終残高に応じた利率を適用します。また専用キャッシュカードで、簡単に出し入れできる貯金です。一時的な余裕金の運用に最適です。	期間の定めは ありません。	1 円以上	個人
譲渡性貯金	短期の資金運用に最適で、譲渡することも出来ます	預入1日後以上 5年以内	1 千万円以上 1 円単位	個人/法人
総合口座	4つの機能が一冊に 一冊の通帳に貯める・受け取る・支払う・借りる という 4 つの機能がパック。「イザ」というときは 定期貯金・定期積金のお預入金額の 90%以内で、 最高 300 万円まで自動融資がご利用いただけま す。		I	個人のみ
積立式定期 貯(エンド レス型)	積立目的や利用目的がない方に 積立期間の定めがなく、解約の申し出があるま で積立が継続され、不意に資金が必要なときに利 用できます。	_	1 円以上	個人/法人
積立式定期 貯(満期 型)	目的を定めてコツコツと積み立てたい方に 7 カ月以上 10 年以下の積立期間を定め、指定 した満期日に一括して積立金額を受け取ることが できます。	7 か月以上 10 年以下	1 円以上	個人/法人
積立式定期 貯金(年金 型)	公的年金を補完し豊かな者後生活を送りたい方に 年金受取を目的とした積立定期貯金で、受取期 間内(3 カ月以上 20 年以内)で、受取周期	1年5か月以上	1 円以上	個人のみ

	(1,2,3,6 カ月) ごとに積み立てた金額を受け取ることができます。			
定期積金	コツコツと着実に ライフサイクルにあわせて、コツコツ積み立てて いくのに最適です。目的に合わせて、掛金・期間が 選べます。	1 年以上 7 年以内	千円以上	個人/法人
スーパー 定期	使い道に合わせて期間いろいろ お預け入れは 1 円からという手軽さ。個人のお客様で、3 年以上のもので、満期日ー括利払いの場合、半年複利でさらに有利に運用いただけます。	1 ヶ月以上 1 〇年以内	1 円以上	個人/法人
大口定期	まとまった余裕金の運用に 土地の売却代金、退職金など、まとまった余裕金 の運用に最適な大型定期貯金です。	1 ヶ月以上 1 O年以内	1千万円以上	個人/法人
変動金利 定期貯金	金利上昇時には高利回りに 6ヶ月ごとに利率が変わる定期貯金です。金利上 昇時には高利回りが期待できます。	1 年以上 3年以内	1 円以上	個人/法人
期日指定定期貯金	1年複利で有利にふやせます お利息は 1 年ごとの複利計算。お預け入れから 1 年たてば、いつでも必要なときにお引き出しになれます。 一部お引き出し(1 万円以上)も可能です。	1 年以上 3年以内	1 円以上 3百万円未満	個人のみ
財形期日指定定期貯金	給料天引きで気軽に積立 お給料、ボーナスから天引きする積立貯金です。 使用目的は自由です。	3年以上	1 円以上 1 円単位	個人のみ
財形住宅貯金	マイホーム資金の準備に マイホーム取得を目的とした積立貯金です。財形 年金貯金とあわせて 550 万円まで非課税です。	5年以上	1 円以上 1 円単位	個人のみ
財形年金 貯金	退職後、年金のようなお受け取り 年金のお受け取りを目的とした積立貯金です。財 形住宅貯金とあわせて 550 万円まで非課税です。	5年以上	1 円以上 1 円単位	個人のみ
NISA	小額投資のお供に 公募株式投資信託の売却益や普通分配金が非課 税になる制度です。20歳から利用でき、年間 120万円、最大600万円まで非課税です。	5 年以内	1 万円以上 1 円単位	個人のみ
つみたて NISA	長期積み立てと一緒に 定時定額買付による投資を対象にした制度で す。長期の積立・分散投資に適しており、年間 40 万円、最大 800 万円まで非課税です。	20年以内	1 万円以上 1 単位	個人のみ
iDeCo	税制優遇される資産運用に 老後のためにお金を積立て、預金や投資信託など自分で選んだ商品で運用した後、その運用成果 を原則 60 歳から受ける制度です。加入対象者ご とに上限金額が異なります。	20歳以上70 歳以下 (拠出は60歳 まで)	5 千以上 千円単位	個人のみ

※詳しくは窓口へお問い合わせください

◇貸出業務

協同組合金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員のみなさまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民のみなさまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、 農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

◎貸出商品一覧

(1) 地域農業者に対する資金

種類	使いみち	利用いただける方	i	融資金額	融資期間
農業近代化資金	・農舎・畜舎・その他施設建設 資金、農機具購入資金 ・農地の改良造成資金 ・長期運転資金など	認定農業者又は主 業農家等の担い手	個人	1,800万円以内 2億円以内	個人施設資 金 7~15 年 共同利用施 設資金 7~20 年以
美しい村づくり資金	・農産物の生産、加工・集出荷販売に係る施設、農機具等設備資金・営農活動に必要な資材の購入資金・天災被害の災害復旧に係る資金など	認定農業者又は主 業農家等の担い手 等		千万円以内 千万円以内	内 設備資金 15年以内 運転・災害資金 5年以内
日本政策金融公庫資金 (農業経営 基盤強化資金・スーパーL 資金)	「農業経営改善計画」(有効期間 5 年)の達成に必要な設備資金等長 期資金	・組合員の方 ・認 定農業者で 「農業経営改善資 金計画」を作成し た者 ・特別融資制度推 進会議の認定が必 要	個人3億 (特認 法人10	6億円)	25 年以内 (据置 10 年 以内を含む)
日本政策金 融公庫資金 (経営体育 成強化資 金)	経営改善のための一般的な長期資金(農地取得、施設資金等)	・組合員 ・認定農業者以外 の担い手 ・担い手農家の一 定の要件を満たす ことが必要	万円以内	農業参入法人 1 億 5 千集落営農組織 5 億円以	25 年以内 (据置 3 年以 内を含む)
日本政策金 融公庫資金 (農業改良 資金)	・農業経営における生産・加工・販売の新部門の開始や品質の向上、コスト削減等の新たな取り組みとして農業改良資金融通法に基づく「農業改良措置」の実施に必要な資金	・組合員の方 ・エコファーマー 等の認定を受けた 者		業者)5千万円 15千万円	12 年以内 (据置 3 年以 内を含む)
日本政策金 融公庫資金 (青年等就 農支援資 金)	「青年等就農計画」(有効期間 5年)の達成に必要な設備資金、運転資金	・組合員の方 ・市町の青年等就 農計画および経営 改善資金計画の認 定を受けた方	37百万	円(特認①億円)	17年以内 (据置 5年以 内を含む)
アグリマイ ティー資金	・農地の取得、改良、造成に要する 資金・農業用施設建設資金、農機具等購入資金・果樹、花木、家畜の導入育成に要する資金・下水道施設、集会施設建設等農村環境整備に要する資金	基金協会保証が受けられる方		千万円以内 1 億円以内	17年以内 (据置 3年以 内を含む)

[※]上記資金は兵庫県農業信用基金協会の保証が受けられる方に限ります。

(2) JA統一ローンの資金

種類	使いみち	利用いただける方	融資金額	融資期間
賃貸住宅ローン	・賃貸住宅の新築 ・賃貸住宅の増改築、 補改修	・組合員の方 ・年齢が融資時に満20歳以上で、完済時の満年齢が70歳以下の方(事業承継予定の子供が連帯保証人となる場合は完済時の制限はありません) ・税込年収が一定額以上で、今後も安定した収入が見込まれる方 ・勤続(又は営業)が3年以上の方	100 万円以上 4 億円以内 (10 万円単位)	1 年以上 30 年以内
住宅ローン	・住宅の新築 ・新築住宅の購入 ・中古住宅の購入 ・土地の購入、造成 ・住宅の増改築、補改 修	・組合員の方 ・年齢が融資時に満20歳以上65歳以下で、最終返済時の満年齢が80歳未満の方。ただし、子供が連帯債務者および連帯保証人となる場合は、完済時の満年齢が80歳まで借入可能です。 ・税込年収が一定額以上で、今後も安定した収入が見	10 万円以上 1 億円以内 (1 万円単位)	3 年以上 40 年以内 (1 年単 位)

[※]詳しくは窓口へお問い合わせください。

種類	使いみち	利用いただける方	融資金額	融資期間
	・住宅機構等からの借り換え	込まれる方 ・勤続(又は営業)が 1 年以上の方 ・団体信用生命共済に加入できる方		
リフォームローン	・住宅の増改築補改修 ・住宅内の造園、植樹 ・門、塀、車庫、台所、 浴室等の設置又は改良	・組合員の方 ・年齢が融資時に満20歳以上65歳以下で、最終返済時の満年齢が80歳未満の方 ・税込年収が一定額以上で、今後も安定した収入が見込まれる方 ・勤続(又は営業)が1年以上の方 ・団体信用生命共済に加入できる方	1 万円以上 1 千万万円以 内 (1 万円単位)	1 年以上 10 年 6 ヶ 月以内 (1 ヵ月単 位)
教育ローン	【一括貸付】 ・その年度中の入学金、 授業料などの学費 【分割貸付】 ・在学期間中の授業料、 下宿代など定期的に必 要な教育費	・組合員の方 ・就学予定又は就学中のお子様をお持ちの方 ・年齢が融資時に満 20 歳以上で、完済時満 70 歳以下の方 ・税込年収が一定額以上で、今後も安定した収入が見込まれる方 ・勤続(又は営業)が1年以上の方	1 万円以上 500 万円以内 (1 万円単 位)	1 年以上 15 年以内 でかつ在学 期間+9 年 (措置期間 を含む)
多目的ローン	・生活に必要な一切の 資金	・組合員の方 ・年齢が融資時に満 18 歳以上で、完済時満 80 歳以下の方 ・税込年収が一定額以上で、今後も安定した収入が見込まれる方 ・勤続(又は営業)が 1 年以上の方	1 万円以上 500 万円以内 (1 万円単 位)	6ヶ月以上 10年以内
マイカーローン	・自動車、バイク購入(中 古車を含む)、点検、修 理、車検、購入に付帯 する諸費用、保険掛金 に必要な資金 ・運転免許の取得資金 ・カーナビ等カー用品の 購入資金 ・車庫建設資金(貸出金額 100万円以内)	・組合員の方 ・年齢が融資時に満 18 歳以上で、完済時満 80 歳以下の方 ・税込年収が一定額以上で、今後も安定した収入が見込まれる方 ・勤続(または営業)が3カ月以上の方	1 万円以上 500 万円以内 (1 万円単 位)	6ヶ月以上 10年以内
カードローン	・生活に必要な一切の 資金	・組合員の方 ・年齢が融資時に満 18歳以上 70歳未満の方 ・税込年収が一定額以上で、今後も安定した収入が見込まれる方 ・勤続(又は営業)が1年以上の方	20 万円 50 万円 100 万円 150 万円 200 万円 300 万円 の 6 種類	2年 (原則として 2年ごとに自 動に継続され ます) 70歳以降は 契約更新を行 いません
営農ローン	・営農に必要な資金	・組合員の方 ・年齢が20歳以上の方 ・自己住宅(ご家族名義を含む)を所有しており地区 内居住が1年以上の方 ・JA の経済事業を利用して農産物を販売している 方	10万円以上 300万円以内 で農産物販売 額以内 (10万円単位)	1年 (原則として 1年ごとに自 動に継続され ます)

[※]上記ローンは兵庫県農業信用基金協会の保証が受けられる方に限ります。

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と 為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へも振込・送金や手形・ 小切手等の取り立てが安全・確実・迅速にできます。

[※]詳しくは、窓口へお問い合わせください。

◇その他の業務およびサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債(新窓販国債、個人向け国債)の窓口販売の取り扱い、全国のJAで貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

《サービス・その他商品一覧表》

取扱サービス	特 徵
給与振込	毎月のお給料は
和一步放达	給与支払日の朝からお受け取りいただけ、お受け取りは口座振替のため安全、確実です。
年金自動受取	年金のお受け取りに
	お手続きは一度していただくだけで、年金受給日以降いつでも都合のよい日にお受け取りが出
	来ます。
	初めて年金をお受け取りになる方は「年金裁定請求書」により、また JA 以外でお受け取りの
	方には「支払機関変更届」等により手続きをしていただきます。
自動受取 • 支払	公共料金もクレジットも
	給与、年金等をご指定の口座に自動的に振り込むので確実な自動受取。
	公共料金などのお支払いをあなたに代わって行う自動支払。
	ATM でお引き出し 通帳、印鑑なしで普通貯金などのお引き出し、お預け入れを CD・ATM でご利用いただける
キャッシュ	週帳、印鑑なりと自通灯並などのおいさ出り、お預り入れるとし、ATM とこ利用いただける カードです。お引き出しについては、土曜日や日曜日はもちろん祝日でもご利用いただけます。
カード	ケードです。の引き出りにしいては、土曜日や日曜日はもりらが抗日でもと利用がただけよす。 全国の JA はもちろん民間金融機関、ゆうちょ銀行の CD・ATM で貯金のお引き出しが出来ま
	す。
デビット	- ^。 お持ちのキャッシュカードで
カード	- 6513 000 1 イングログ - C - デビットカードマークのあるお店で JA のキャッシュカードを使ってお買い物やご飲食の支払
サービス	いが出来ます。お申し込み手続きは不要で、年会費、手数料もいりません。
	いざという時のクレジットカード
	国内外でご利用でき、お金の持ち合わせがなくてもショッピングや食事が楽しめる JA のクレ
JA カード	ジットカードです。ボーナスー括払いやリボルビング払いなどがご利用でき、割引販売、各種特
	典があります。また、ロードアシスタンスサービス付 JA カードの場合は 24 時間年中無休のロ
	ードサービスが受けられます。
	女性のための商品特典がいっぱい
《アミカ》	協賛店での割引サービス、イベントへの参加、会員情報誌などの特典がある女性専用の商品で
"> "> "	す。総合口座でキャッシュカード又は JA カードー体型を発行し、定期積金、カードローンをセ
	ットした商品です。専用の通帳、会員カードを発行します。
JA アンサー サービス JA ネット バンク	自宅やオフィスで手続き終了
	窓口に出向かなくても、自宅やオフィスから「振込・振替」「残高照会」などがご利用いただ。
	けるサービスです。電話、ファクシミリ、パソコンなどが必要です。 いつでもお気軽に
	いっ ども の丸蛭に インターネットに接続されているパソコン、携帯電話からアクセスするだけ。お好きな時に残
	インダーネットに接続されているパグコン、携帯電話がらアクセスするだけ。お好さな時に残 高照会や振込、振替、各種料金等の振込サービス(Pay-easy(ペイジー))などのサービスが
	商照去や派込、旅省、各種科並等の派込り一とス(Pay-easy(ハイラー))などのサーとスが ご利用いただけます。
<u> </u>	

※詳しくは窓口へお問い合わせください。

- ◎その他の業務
 - ①国債窓販
 - ②投資信託窓販

〔共済事業〕

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者のみなさまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えしています。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◎ JA 共済の商品一覧表

商品名	特 徴
終 身 共 済	一生涯にわたって備えられる万一の保障です。
養老生命共済	貯蓄しながら備えられる万一の保障です。
こども共済	お子さまの教育資金の備えと、万一の保障です。
医療共済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。 (メディフル)
がん共済	「生きる」を応援する充実のがん保障です。
特定重度疾病共済	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。(そなエール)
介護共済	ー生涯にわたって備えられる介護保障です。
生活障害共済	身体の障害状態を幅広く保障します。(ささエール)
認知症共済	ー生涯にわたって備えられる認知症の保障です。
予定利率変動型年金共済	確実に受け取れる安心と、増える楽しみをプラスした老後の生活資金の保障です。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で、一定期間の万一保障をしっかり準備できます。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で、ライフステージに応じた必要十分な万一保障をしっかり準備できます。(みちびき)
引受緩和型終身共済	健康に不安のある方もご加入しやすい万一の保障です。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療の保障です。
一時払終身共済	まとまった資金を活用した、ご加入しやすい一生涯の万一保障です。
生存給付特則付 一時払終身共済	一生涯の万一保障に生前贈与の機能をプラスした保障です。
一時払介護共済	まとまった資金で一生涯にわたって備えられる介護保障です。
建物更生共済	火災はもちろん、台風や地震などの自然災害にも備えられる建物や家財 の保障です。
火 災 共 済	火災や落雷など、もしもの災害に備えて住まいや家財を守る保障です。
傷害共済	日常のさまざまな災害による死亡や負傷を保障します。
自動車共済自賠責共済	お車の事故による賠償や、ご自身とご家族のケガ、修理に備える共済で す。
賠償責任共済	日常生活中の賠償責任をもたらす事故などをしっかりと保障します。
農業者賠償責任共済	農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

(業事事業)

生産購買の肥料においては、世界的な原料価格上昇を背景に尿素やリン安・加里について、世界最大の輸出国である中国が国内需要を優先する政策を示したことで市場上昇に拍車がかかり高騰しましたが、早期の予約申込で、共同購入のスケールメリットを最大限に活かし、良質な肥料を安く提供しています。

生活購買については、食品、日用雑貨品、耐久消費財など、組合員・利用者の生活ニーズに合った安全・安心な商品の提供につとめています。また、ふるさと宅配便・白蟻防除・畳表替えなど様々な商品提案をしています。

〔販売事業〕

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、当JA管内における「地産地消」の取り組みとして、農産物直売所などを通して、生産者が持ち寄った地元の新鮮な農産物を消費者に提供しています。

〔自動車事業〕

地域の利用者をはじめ各支店・経済センターとの連携により、組合員・地域利用者にJAの有利性をPRU、新車販売、整備、車検など充実したサービスの提供と情報発信に努めています。

[農業機械事業]

近年の農業において省力化を目的とした作業効率化等の多様化するニーズに応えるために、県内 JA と連携を図りながら安心できる農機の流通・実演会の実施、定期的に展示会を開催し、低コスト農業の提案に取り組んでいます。

〔畜産事業〕

地域特性を生かした畜産振興に向け、担い手育成、安全・安心・高品質な畜産物の生産 による経営安定と生産基盤の維持・拡大および「あわじビーフ」のブランド強化のために 牛伝染性リンパ腫感染牛の清浄化をはじめ家畜防疫体制と個体管理の徹底を図っています。

〔利用事業〕

たまねぎ共撰施設・ライスセンター・育苗センターなどの施設の利用促進とレンタル・ 受委託事業により、作付面積の拡大、投資コストの削減、作業労力の軽減に貢献していま す。

〔営農相談事業〕

収益性の高い農業経営を実現するため、農業経営の技術指導、新しい栽培・防除技術の 導入、コスト低減に向けた栽培体系の見直し等、品質向上に向けた営農支援活動を行って います。また、食の安全と安心の確保に向け、農薬安全使用の指導や定期的な残留農薬検 査など生産者と一体となり取り組んでいます。

さらに、恵まれた淡路島の農業環境を生かした地域営農のサポート、地域農業の担い手の育成・確保に向けた取り組みを行うなど農家のみなさまに信頼される持続的な農業の振興と活性化に取り組んでいます。

〔福祉事業〕

組合員および地域住民が安心して暮らすことができる介護支援体制づくりに努めています。

また、行政と連携して訪問介護・生活支援事業に取り組んでいます。

◎主な業務

①訪問介護事業

居宅介護支援業者との連携を密にして、訪問計画書を作成し、計画書に沿ったヘルパーの訪問、定期的訪問・利用者へのアセスメントを実施しています。

②高齢者生活支援事業

訪問介護事業に該当しない高齢者への生活支援を実施しています。









(2) JAバンク・セーフティネット(貯金者保護の取り組み)

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。さらに、当JAの貯金は、JAバンク兵庫として組合員・利用者のみなさまにより大きな"安心"を提供するために構築された「兵庫県版JAバンク・セーフティネット」によっても守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫(JAバンク会員)で構成するグループの名称です。組合員・利用者のみなさまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業運営」を二つの柱としています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を 未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等 経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経 営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠 出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために 必要な資本注入などの支援を行います。

※令和4年3月末における残高は1,652億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランド確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する預金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任 準備金残高は、令和4年3月末現在で4,627億円となっています。

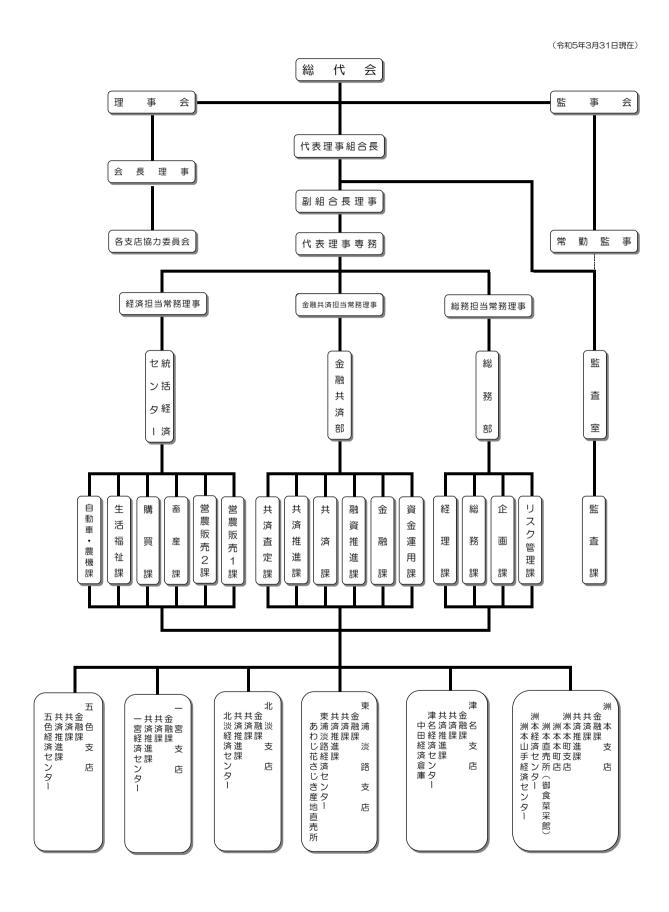
◇兵庫県版JAバンク・セーフティネット

JAバンク兵庫では、組合員・利用者のみなさまにより大きな"安心"を提供するため、「兵庫県版JAバンク・セーフティネット」を構築しています。兵庫県内のJAは、JAバンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国水準を上回る本県独自のルールにより取り組んでいます。

J A の概要

1. 沿革・あゆみ

T. T. E. T. 1.0.0.	
平成 5年10月	洲本市、津名郡内の6JAが合併し、「日の出農業協同組合」が発足した。
平成 6年 1月	津名畜連の権利義務を平成6年4月1日に継承するための臨時総会を開催した。
平成 7年 1月 	阪神淡路大震災が発生し、管内の家屋の被害は、9,500棟を超え、死者・負傷者は
	1,100人余りに達した。全職員をあげて被害状況を調査し、建更自然災害共済金支払
	い額は、180億円となった。
平成 8年 8月	一宮支店で購買品の集中配送と支店事務の集約化を図った。
平成 9年 3月	在宅福祉サービス組織「JAほほえみ」が発足した。
平成10年10月	各支店(一宮支店・北淡支店を除く。)で支店事務集約化を図った。
平成11年12月	北淡支店で支店事務集約化を図った。
平成12年 6月	畜産振興および畜産産地育成のため、第7回通常総代会で農業経営規程の設定を提案し
	承認された。
平成13年 2月	法令遵守に基づく業務運営の確実な実施を図るため、コンプライアンス態勢運営規程を
	設定した。
平成13年 9月	アジアで初めてBSE(牛海面状脳症)が確認され、関係機関へ事態打開策を要請し
	た。また、JA日の出独自のBSE対応緊急畜産振興特別対策事業を打ち出した。
平成15年 4月	JAバンク相談所を設置し信用事業に関わる取引について意見を吸収するための体制確
	立を図った。
平成15年10月	合併10周年の記念式典およびサンライズフェスタを開催し、大勢の組合員や利用者で
	終日賑わった。
平成16年10月	大型台風23号による被害が多発、洲本支店・津名物流センターの床上浸水をはじめ、
	管内の家屋・田畑・ため池は大きな被害を受けた。 建物更生共済の迅速・公正な査
	定をし、総額17億円の共済金を支払った。
平成18年 1月	「淡路」を冠することにより市場性および消費者の認知度を高めるため、日の出農業
	協同組合から淡路日の出農業協同組合に組合名称の変更をした。
平成18年 4月	JA県域一体的農機事業運営に参加し、整備・推進体制の強化を図り組合員サービス
平成18年 4月	JA県域一体的農機事業運営に参加し、整備・推進体制の強化を図り組合員サービスの向上に努めた。
平成18年 4月 平成19年11月	
	の向上に努めた。
	の向上に努めた。 「JA共済ふるさとの森づくり」植樹祭を行い、社会貢献活動として環境問題に取り組
平成19年11月	の向上に努めた。 「JA共済ふるさとの森づくり」植樹祭を行い、社会貢献活動として環境問題に取り組んだ。
平成19年11月	の向上に努めた。 「JA共済ふるさとの森づくり」植樹祭を行い、社会貢献活動として環境問題に取り組んだ。 「若トラを励ます会」を発足し、地域住民との交流およびスポーツを通じた青少年の
平成19年11月 平成19年11月	の向上に努めた。 「JA共済ふるさとの森づくり」植樹祭を行い、社会貢献活動として環境問題に取り組んだ。 「若トラを励ます会」を発足し、地域住民との交流およびスポーツを通じた青少年の 健全な育成のための組織化を図った。
平成19年11月 平成19年11月 平成20年10月	の向上に努めた。 「JA共済ふるさとの森づくり」植樹祭を行い、社会貢献活動として環境問題に取り組んだ。 「若トラを励ます会」を発足し、地域住民との交流およびスポーツを通じた青少年の 健全な育成のための組織化を図った。 合併15周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。
平成19年11月 平成19年11月 平成20年10月	の向上に努めた。 「JA共済ふるさとの森づくり」植樹祭を行い、社会貢献活動として環境問題に取り組んだ。 「若トラを励ます会」を発足し、地域住民との交流およびスポーツを通じた青少年の健全な育成のための組織化を図った。 合併15周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 地球温暖化防止対策として、低炭素むらづくりモデル支援事業に取り組むために洲本低
平成19年11月 平成19年11月 平成20年10月 平成21年12月	の向上に努めた。 「JA共済ふるさとの森づくり」植樹祭を行い、社会貢献活動として環境問題に取り組んだ。 「若トラを励ます会」を発足し、地域住民との交流およびスポーツを通じた青少年の健全な育成のための組織化を図った。 合併15周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 地球温暖化防止対策として、低炭素むらづくりモデル支援事業に取り組むために洲本低炭素むらづくり協議会を設立した。
平成19年11月 平成19年11月 平成20年10月 平成21年12月 平成23年3月	の向上に努めた。 「JA共済ふるさとの森づくり」植樹祭を行い、社会貢献活動として環境問題に取り組んだ。 「若トラを励ます会」を発足し、地域住民との交流およびスポーツを通じた青少年の健全な育成のための組織化を図った。 合併15周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 地球温暖化防止対策として、低炭素むらづくりモデル支援事業に取り組むために洲本低炭素むらづくり協議会を設立した。 低炭素むらづくりモデル支援事業に基づき、洲本ライスセンター改修工事を実施した。
平成19年11月 平成19年11月 平成20年10月 平成21年12月 平成23年3月 平成24年3月	の向上に努めた。 「JA共済ふるさとの森づくり」植樹祭を行い、社会貢献活動として環境問題に取り組んだ。 「若トラを励ます会」を発足し、地域住民との交流およびスポーツを通じた青少年の健全な育成のための組織化を図った。 合併15周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 地球温暖化防止対策として、低炭素むらづくりモデル支援事業に取り組むために洲本低炭素むらづくり協議会を設立した。 低炭素むらづくりモデル支援事業に基づき、洲本ライスセンター改修工事を実施した。 五色支店経済事務所の集約を行った。
平成19年11月 平成19年11月 平成20年10月 平成21年12月 平成23年3月 平成24年3月 平成24年4月	の向上に努めた。 「JA共済ふるさとの森づくり」植樹祭を行い、社会貢献活動として環境問題に取り組んだ。 「若トラを励ます会」を発足し、地域住民との交流およびスポーツを通じた青少年の健全な育成のための組織化を図った。 合併15周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 地球温暖化防止対策として、低炭素むらづくりモデル支援事業に取り組むために洲本低炭素むらづくり協議会を設立した。 低炭素むらづくりモデル支援事業に基づき、洲本ライスセンター改修工事を実施した。 五色支店経済事務所の集約を行った。 本店会館の改築を行った。
平成19年11月 平成19年11月 平成20年10月 平成21年12月 平成23年3月 平成24年3月 平成24年4月	の向上に努めた。 「JA共済ふるさとの森づくり」植樹祭を行い、社会貢献活動として環境問題に取り組んだ。 「若トラを励ます会」を発足し、地域住民との交流およびスポーツを通じた青少年の健全な育成のための組織化を図った。 合併15周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 地球温暖化防止対策として、低炭素むらづくりモデル支援事業に取り組むために洲本低炭素むらづくり協議会を設立した。 低炭素むらづくりモデル支援事業に基づき、洲本ライスセンター改修工事を実施した。 五色支店経済事務所の集約を行った。 本店会館の改築を行った。 淡路島地震が発生し、管内の家屋は大きな被害を受けた。建物更生共済の迅速・公正な
平成19年11月 平成19年11月 平成20年10月 平成21年12月 平成23年3月 平成24年3月 平成24年4月 平成25年4月	の向上に努めた。 「JA共済ふるさとの森づくり」植樹祭を行い、社会貢献活動として環境問題に取り組んだ。 「若トラを励ます会」を発足し、地域住民との交流およびスポーツを通じた青少年の健全な育成のための組織化を図った。 合併15周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 地球温暖化防止対策として、低炭素むらづくりモデル支援事業に取り組むために洲本低炭素むらづくり協議会を設立した。 低炭素むらづくりモデル支援事業に基づき、洲本ライスセンター改修工事を実施した。 五色支店経済事務所の集約を行った。 本店会館の改築を行った。 淡路島地震が発生し、管内の家屋は大きな被害を受けた。建物更生共済の迅速・公正な査定をし、約45億円の共済金を支払った。
平成19年11月 平成19年11月 平成20年10月 平成21年12月 平成23年3月 平成24年3月 平成24年4月 平成25年4月	の向上に努めた。 「JA共済ふるさとの森づくり」植樹祭を行い、社会貢献活動として環境問題に取り組んだ。 「若トラを励ます会」を発足し、地域住民との交流およびスポーツを通じた青少年の健全な育成のための組織化を図った。 合併15周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 地球温暖化防止対策として、低炭素むらづくりモデル支援事業に取り組むために洲本低炭素むらづくり協議会を設立した。 低炭素むらづくり協議会を設立した。 低炭素むらづくりモデル支援事業に基づき、洲本ライスセンター改修工事を実施した。 五色支店経済事務所の集約を行った。 本店会館の改築を行った。 淡路島地震が発生し、管内の家屋は大きな被害を受けた。建物更生共済の迅速・公正な査定をし、約45億円の共済金を支払った。 合併20周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。
平成19年11月 平成19年11月 平成20年10月 平成21年12月 平成23年3月 平成24年3月 平成24年4月 平成25年4月 平成25年7月	の向上に努めた。 「JA共済ふるさとの森づくり」植樹祭を行い、社会貢献活動として環境問題に取り組んだ。 「若トラを励ます会」を発足し、地域住民との交流およびスポーツを通じた青少年の健全な育成のための組織化を図った。 合併15周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 地球温暖化防止対策として、低炭素むらづくりモデル支援事業に取り組むために洲本低炭素むらづくり協議会を設立した。 低炭素むらづくりモデル支援事業に基づき、洲本ライスセンター改修工事を実施した。 五色支店経済事務所の集約を行った。 本店会館の改築を行った。 淡路島地震が発生し、管内の家屋は大きな被害を受けた。建物更生共済の迅速・公正な査定をし、約45億円の共済金を支払った。 合併20周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 一宮支店会館の改築を行った。
平成19年11月 平成19年11月 平成20年10月 平成21年12月 平成23年 3月 平成24年 3月 平成24年 4月 平成25年 4月 平成25年 4月 平成25年 4月 平成27年 4月	の向上に努めた。 「JA共済ふるさとの森づくり」植樹祭を行い、社会貢献活動として環境問題に取り組んだ。 「若トラを励ます会」を発足し、地域住民との交流およびスポーツを通じた青少年の健全な育成のための組織化を図った。 合併15周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 地球温暖化防止対策として、低炭素むらづくりモデル支援事業に取り組むために洲本低炭素むらづくり協議会を設立した。 低炭素むらづくり協議会を設立した。 低炭素むらづくりモデル支援事業に基づき、洲本ライスセンター改修工事を実施した。 五色支店経済事務所の集約を行った。 本店会館の改築を行った。 淡路島地震が発生し、管内の家屋は大きな被害を受けた。建物更生共済の迅速・公正な査定をし、約45億円の共済金を支払った。 合併20周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 一宮支店会館の改築を行った。 北淡支店会館の改築を行った。
平成19年11月 平成19年11月 平成20年10月 平成21年12月 平成23年3月 平成24年3月 平成24年4月 平成25年4月 平成25年4月 平成25年10月 平成26年7月 平成27年4月 平成29年3月	の向上に努めた。 「JA共済ふるさとの森づくり」植樹祭を行い、社会貢献活動として環境問題に取り組んだ。 「若トラを励ます会」を発足し、地域住民との交流およびスポーツを通じた青少年の健全な育成のための組織化を図った。 合併15周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 地球温暖化防止対策として、低炭素むらづくりモデル支援事業に取り組むために洲本低炭素むらづくり協議会を設立した。 低炭素むらづくりモデル支援事業に基づき、洲本ライスセンター改修工事を実施した。 五色支店経済事務所の集約を行った。 、本店会館の改築を行った。 、淡路島地震が発生し、管内の家屋は大きな被害を受けた。建物更生共済の迅速・公正な査定をし、約45億円の共済金を支払った。 合併20周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 一宮支店会館の改築を行った。 北淡支店会館の改築を行った。
平成19年11月 平成19年11月 平成20年10月 平成21年12月 平成23年 3月 平成24年 3月 平成24年 4月 平成25年 4月 平成25年 4月 平成26年 7月 平成27年 4月 平成27年 4月 平成29年 3月 平成30年 4月	の向上に努めた。 「JA共済ふるさとの森づくり」植樹祭を行い、社会貢献活動として環境問題に取り組んだ。 「若トラを励ます会」を発足し、地域住民との交流およびスポーツを通じた青少年の健全な育成のための組織化を図った。 合併15周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 地球温暖化防止対策として、低炭素むらづくりモデル支援事業に取り組むために洲本低炭素むらづくり協議会を設立した。 低炭素むらづくり協議会を設立した。 低炭素むらづくりモデル支援事業に基づき、洲本ライスセンター改修工事を実施した。 五色支店経済事務所の集約を行った。 本店会館の改築を行った。 、本店会館の改築を行った。 合併20周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 一宮支店会館の改築を行った。 北淡支店会館の改築を行った。 ・宮支店たまねぎ乾燥除湿施設を取得した。 農産物直売所御食菜菜館・洲本本町支店を開設した。
平成19年11月 平成19年11月 平成20年10月 平成21年12月 平成23年3月 平成24年3月 平成24年4月 平成25年4月 平成25年4月 平成26年7月 平成27年4月 平成29年3月 平成29年3月 平成30年4月 平成30年10月	の向上に努めた。 「JA共済ふるさとの森づくり」植樹祭を行い、社会貢献活動として環境問題に取り組んだ。 「若トラを励ます会」を発足し、地域住民との交流およびスポーツを通じた青少年の健全な育成のための組織化を図った。 合併15周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 地球温暖化防止対策として、低炭素むらづくりモデル支援事業に取り組むために測本低炭素むらづくり協議会を設立した。 低炭素むらづくり協議会を設立した。 低炭素むらづくりモデル支援事業に基づき、測本ライスセンター改修工事を実施した。 五色支店経済事務所の集約を行った。 本店会館の改築を行った。 淡路島地震が発生し、管内の家屋は大きな被害を受けた。建物更生共済の迅速・公正な査定をし、約45億円の共済金を支払った。 合併20周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 一宮支店会館の改築を行った。 北淡支店会館の改築を行った。 ・宮支店たまねざ乾燥除湿施設を取得した。 農産物直売所御食菜菜館・測本本町支店を開設した。 合併25周年を記念して記念誌を発行し、記念品とともに組合員に配布した。 国庫事業の補助を受け、測本市池田に水稲・野菜育苗施設とたまねざ集出荷施設を竣工した。
平成19年11月 平成19年11月 平成20年10月 平成21年12月 平成23年3月 平成24年3月 平成24年4月 平成25年4月 平成25年4月 平成26年7月 平成27年4月 平成29年3月 平成29年3月 平成30年4月 平成30年10月 令和2年4月 令和2年10月	の向上に努めた。 「JA共済ふるさとの森づくり」植樹祭を行い、社会貢献活動として環境問題に取り組んだ。 「若トラを励ます会」を発足し、地域住民との交流およびスポーツを通じた青少年の健全な育成のための組織化を図った。 合併15周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 地球温暖化防止対策として、低炭素むらづくりモデル支援事業に取り組むために洲本低炭素むらづくり協議会を設立した。 低炭素むらづくりは高速を設立した。 低炭素むらづくりモデル支援事業に基づき、洲本ライスセンター改修工事を実施した。 五色支店経済事務所の集約を行った。 本店会館の改築を行った。 次路島地震が発生し、管内の家屋は大きな被害を受けた。建物更生共済の迅速・公正な査定をし、約45億円の共済金を支払った。 合併20周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 一宮支店会館の改築を行った。 北淡支店会館の改築を行った。 ・宮支店たまねぎ乾燥除湿施設を取得した。 農産物直売所御食菜菜館・洲本本町支店を開設した。 合併25周年を記念して記念誌を発行し、記念品とともに組合員に配布した。 国庫事業の補助を受け、洲本市池田に水稲・野菜育苗施設とたまねぎ集出荷施設を竣工した。 6支店体制に移行。サブ支店をふれあいブラザとして存続し、地域の拠点としての体制を構築。
平成19年11月 平成19年11月 平成20年10月 平成21年12月 平成23年3月 平成24年3月 平成24年4月 平成25年4月 平成25年4月 平成26年7月 平成27年4月 平成29年3月 平成30年4月 平成30年10月 令和2年4月	の向上に努めた。 「JA共済ふるさとの森づくり」植樹祭を行い、社会貢献活動として環境問題に取り組んだ。 「若トラを励ます会」を発足し、地域住民との交流およびスポーツを通じた青少年の健全な育成のための組織化を図った。 合併15周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 地球温暖化防止対策として、低炭素むらづくりモデル支援事業に取り組むために測本低炭素むらづくり協議会を設立した。 低炭素むらづくり協議会を設立した。 低炭素むらづくりモデル支援事業に基づき、測本ライスセンター改修工事を実施した。 五色支店経済事務所の集約を行った。 本店会館の改築を行った。 淡路島地震が発生し、管内の家屋は大きな被害を受けた。建物更生共済の迅速・公正な査定をし、約45億円の共済金を支払った。 合併20周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。 一宮支店会館の改築を行った。 北淡支店会館の改築を行った。 ・宮支店たまねざ乾燥除湿施設を取得した。 農産物直売所御食菜菜館・測本本町支店を開設した。 合併25周年を記念して記念誌を発行し、記念品とともに組合員に配布した。 国庫事業の補助を受け、測本市池田に水稲・野菜育苗施設とたまねざ集出荷施設を竣工した。



3. 組合員数

(単位:名、団体)

資格区分		4年度末	3年度末
正組合員		9, 653	9, 930
	個 人	9, 601	9, 883
	法人	52	47
准組合員		7, 474	7, 594
	個 人	7, 437	7, 554
	法人•団体	37	40
	合 計	17, 127	17, 524
(備考) 4年度末正組合員戸数		7,287 戸	
	4年度末准組合員戸数	5,791 戸	

4. 組合員組織の状況

X	分	部会数	部会員	部 会 名
野	菜	24	625 名	たまねぎ・レタス・はくさい・キャベツ・トマト・ピ-マン・菜の花・えんどう・ふき・青ネギ
果	樹	7	81 名	いちじく・びわ
果	実	2	19 名	ス イカ • 1チゴ
花	卉	4	142 名	カーネーション・きく・キンセンカ・スイートピ゜-・ストック
畜	産	9	577 名	和子牛・スモール・乳牛
そ	の他	6	519 名	直売・受託・ライス
合	計	52	1,923 名	

5. 地区一覧

淡路市 本店 統括経済センター

津名支店

東浦淡路支店 あわじ花さじき産地直売所

北淡支店

一宮支店

洲本市 洲本支店 洲本本町支店(御食菜采館)

五色支店

6. 役員構成(役員一覧)

(令和5年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表理事組合長	相坂有俊	理事	宮本 義隆
副組合長理事	平岡 博行	理事	植野 俊江
代表理事専務	安田 豊太郎	理事	阪口 和義
常務理事	岡 敏 弘	理事	貫名 希世絵
常務理事	魚住真喜	理事	岡原 辰生
常務理事	下森啓司	理事	勝矢幸一郎
会 長 理 事	石 田 正	理事	南 和 賴
理事	藤井亘	代 表 監 事	瀬戸康博
理事	光宮 純男	常勤監事	田中久夫
理事	奥 井 正 展	監事	福本正則
理事	植田 芳弘	監事	松本英志
理事	田中一三	監事	河上 豊和
理事	井 上 雅 俊		

7. 職員数

(単位:名)

区 分	男性	女 性	合 計
一般職員	154	100	254
営農相談員	9	0	9
生活相談員	0	4	4
合 計	163	104	267

[※] 期末退職者は含んでおりません。

8. 事務所の名称および所在地

(令和5年3月31日現在)

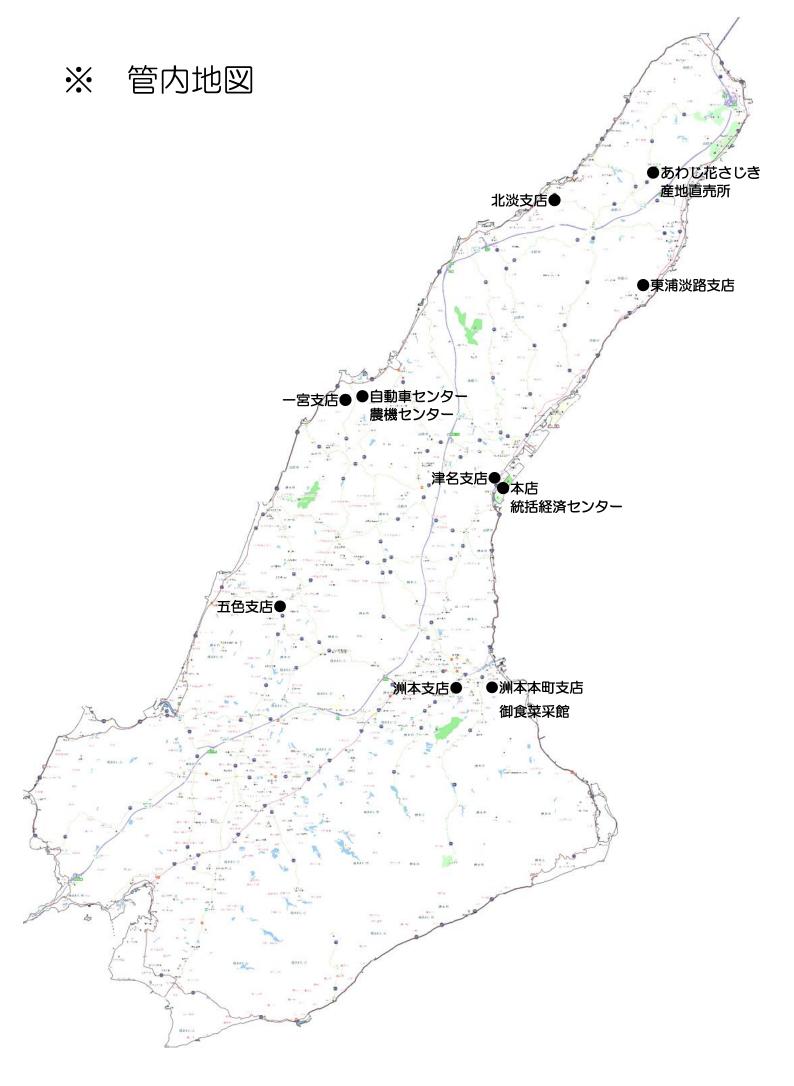
事 務 所 等	住所
本店	淡路市志筑3112-14
統括経済センター	淡路市志筑3112-14
自動車センター	淡路市郡家145
農機センター	淡路市郡家145
池田集荷場(たまねぎ撰果場)	洲本市池田471-2
ー 育苗センター	洲本市前平164-2
江井畜産センター	淡路市江井1004
洲本支店	洲本市物部3-5-27
洲本本町支店	洲本市本町2-3-19
洲本直壳所(御食菜采館)	洲本市本町2-3-19
	洲本市物部3-5-27
洲本山手経済センター	洲本市安乎町北谷1-1
ライスセンター	洲本市池田471-2
津名支店	淡路市志筑2944-2
津名経済センター	淡路市生穂1707-1
中田経済倉庫	淡路市中田2799-27
農業倉庫	淡路市中田4328
青果市場	淡路市生穂1707-1
生穂ミニライスセンター	淡路市生穂2910-3
大町ミニライスセンター	淡路市大町畑1336
東浦淡路支店	淡路市浦164-1
東浦淡路経済センター	淡路市浦164-1
あわじ花さじき産地直売所	淡路市楠本2805-7
ミニライスセンター	淡路市浦357-2
北淡支店	淡路市富島208
北淡経済センター	淡路市斗ノ内1388-1
ミニライスセンター	淡路市斗ノ内1377-2
一宮支店	淡路市郡家124-2
一宮経済センター	淡路市郡家109-2
農業倉庫	淡路市多賀1197-1
ミニライスセンター	淡路市遠田3079
五色支店	洲本市五色町下堺962
五色経済センター	洲本市五色町下堺962
ライスセンター	洲本市五色町下堺957-2
都志ミニライスセンター	洲本市五色町都志547-1
鮎原ミニライスセンター	洲本市五色町鮎原南谷369-1

店舗外ATM設置場所

店舗及び事務所名	所 在 地	電話番号	ATM設置· 稼働状況
大野ATMコーナー	洲本市新村98-1	_	1台
大町ATMコーナー	淡路市大町上475	_	1台
仮屋ATMコーナー	淡路市久留麻1909-1	_	1台
釜口ATMコーナー	淡路市釜口1315-8	_	1台
岩屋ATMコーナー	淡路市岩屋1182-2	_	1台
育波ATMコーナー	淡路市育波852-1	_	1台
多賀ATMコーナー	淡路市多賀125	_	1台
都志ATMコーナー	洲本市五色町都志256	_	1台
鮎原ATMコーナー	洲本市五色町鮎原南谷358	_	1台

9. 特定信用事業代理業者の状況

該当業者はありません。



経営資料

Ι 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:百万円)

TN	4年度	3年度
科目	(令和5年3月31日現在)	(令和4年3月31日現在)
(資産の部)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	()
1 信用事業資産	267,243	261,387
(1) 現金	333	297
(2)預金	222,907	220,597
系統預金	222,902	220,570
系統外預金	4	26
(3)有価証券	9,222	7,215
国債	932	443
地方債	2,520	2,334
社債	4,697	3,420
株式	1,071	1,017
(4) 貸出金	33,262	31,888
(5) その他の信用事業資産	1,538	1,474
未収収益	42	41
その他の資産	1,495	1,433
(6) 貸倒引当金	△ 20	∆ 85
2 共済事業資産	0	0
(1) その他の共済事業資産	0	0
3 経済事業資産	1,176	1,077
(1)経済事業未収金	487	415
(2)経済受託債権	375	340
(3)棚卸資産	242	241
購買品	211	187
家畜	23	45
その他の棚卸資産	6	8
(4) その他の経済事業資産	72	81
(5) 貸倒引当金	0	Δ 2
4 雑資産	212	233
5 固定資産	2,673	3,153
(1) 有形固定資産	2,671	3,151
建物	3,692	3,788
機械装置	1,302	1,300
土地	1,257	1,578
その他の有形固定資源	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	415
減価償却累計額	△ 3,996	△ 3,931
(2)無形固定資産	1	2
6 外部出資	15,487	15,287
(1) 外部出資	15,487	15,287
系統出資	15,137	14,937
系統外出資	251	251
子会社等出資	99	99
7 繰延税金資産	39	134
資産の部合	計 286,832	281,273

	4年度	3年度
科目		
	(令和5年3月31日現在)	(令和4年3月31日現在)
(負債の部)	225.22	222.225
1 信用事業負債	265,662	260,685
(1)貯金	264,944	260,098
(2)借入金	40	47
(3) その他の信用事業負債	678	539
未払費用	85	91
その他の負債	592	447
2 共済事業負債	596	622
(1)共済資金	284	309
(2) 未経過共済付加収入	312	313
(3) その他の共済事業負債	0	0
3 経済事業負債	381	366
(1)経済事業未払金	217	209
(2) 経済受託債務	132	124
(3) その他の経済事業負債	31	32
4 雑負債	364	356
1 (1)未払法人税等	111	147
(2) 資産除去債務	0	0
(3) その他の負債	251	208
5 諸引当金	424	434
(1) 賞与引当金	67	70
(1) 真子313並 (2) 退職給付引当金	201	228
(3)役員退職慰労引当金	154	135
負債の部合計	267,429	262,466
(純資産の部)	207,429	202,400
11 組合員資本	19,176	18,632
(1) 出資金	1,807	1,844
		16,794
(2) 利益剰余金	17,378 3,751	3,751
利益準備金 その他利益剰余金	-	•
(組合員営農支援積立金)	13,627	13,043
(超口更名展义拨慎立本) (経営基盤強化積立金)	(46)	(26)
	(500)	(500)
(事業基盤強化積立金)	(2,470)	(2,410)
(信用事業基盤強化積立金)	(1,690)	(1,630)
(有価証券価格変動積立金)	(1,060)	(960)
(信用事業機器整備積立金)	(180)	(100)
(営農経済事業基盤強化積立金)	(1,010)	(930)
(事務所・施設整備積立金)	(800)	(790)
(災害対応積立金)	(1,080)	(1,000)
(記念事業積立金)	(50)	
(組織活動強化積立金)	(30)	(30)
(施設更新積立金)	(170)	(70)
(特別積立金)	(3,636)	(3,606)
(当期未処分剰余金)	(905)	(960)
《うち当期剰余金》	《 683 》	《 702 》
(3) 処分未済持分	△ 9	△ 6
2 評価・換算差額等	226	174
(1) その他有価証券評価差額金	226	174
純資産の部合計	19,403	18,807
負債及び純資産の部合計	286,832	281,273

2. 損益計算書

(単位:百万円)

		(単位・日万円)
科目	4年度	3年度
	(令和4年4月1日~令和5年3月31日)	(令和3年3月1日~令和4年3月31日)
1 事業総利益	2,977	2,814
事未予以		Z,017
事業収益	5,493	5,356
事業費用	2,516	2,542
(1) 信用事業収益	2,052	2,052
資金運用収益	1,909	1,924
(うち預金利息)	(1,183)	(1,178)
(うち有価証券利息)	(140)	(131)
(うち貸出金利息)	(357)	(372)
(うちその他受入利息)	(228)	(241)
役務取引等収益	30	29
その他経常収益	112	97
(2) 信用事業費用	420	491
資金調達費用	177	214
(うち貯金利息)	(170)	(206)
(うち給付補填備金繰入)	(3)	(3)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(3)	(3)
役務取引等費用	2	2
	2	2 0
その他事業直接費用		
その他経常費用	239	274
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 64)	(1)
信用事業総利益	1,631	1,561
(3) 共済事業収益	696	721
共済付加収入	652	672
その他の収益	44	48
(4) 共済事業費用	33	35
共済推進費	27	29
共済保全費	3	2
その他の費用	2	3
		685
共済事業総利益	663	
(5) 購買事業収益	2,121	1,978
購買品供給高	1,970	1,876
購買手数料	67	_
修理サービス料	50	54
その他の収益	32	21
(6) 購買事業費用	1,808	1,707
購買品供給原価	1,762	1,660
購買供給費	36	37
修理サービス費	0	0
その他の費用	9	9
(うち貸倒引当金戻入益)	$(\triangle 1)$	(0)
購買事業総利益	312	270
(7) 販売事業収益	200	190
販売手数料	111	97
その他の収益	89	93
(8) 販売事業費用	43	82
販売費用	23	27
その他の費用	20	54
(うち貸倒引当金戻入益)	(0)	(0)
販売事業総利益	157	107
(9) 保管事業収益	14	13
(10) 保管事業費用	0	0
保管事業総利益	13	12
(11) 福祉事業収益	37	41
(12)福祉事業費用	16	18
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	-
福祉事業総利益	21	23

			4 /= #	2.F. III
	科		4年度	3年度
			(令和4年4月1日~令和5年3月31日)	(令和3年4月1日~令和4年3月31日)
	(13)利用事業収益		209	210
	(14)利用事業費用		94	91
	利用事業総利益		114	119
	(15) 農業経営事業収益		0	0
	(16) 農業経営事業費用		0	Ö
	農業経営事業総損失			0
		-		
	(17) 畜産センター事業収益		36	49
	(18) 畜産センター事業費用		37	54
	畜産センター事業総損失		0	4
	(19)御食菜采館事業収益		79	72
	(20) 御食菜采館事業費用		43	39
	御食菜采館事業総利益		36	33
	(21) 花さじき直売事業収益	-	79	54
	(22) 花さじき直売事業費用		42	37
	花さじき直売事業総利益		36	16
			12	10
1	(23) 指導事業収入			
	(24) 指導事業支出		21	21
	指導事業収支差額		△ 8	△ 11
2	事業管理費		2,224	2,230
	(1) 人件費		1,636	1,641
	(2) 業務費		116	117
	(3) 諸税負担金		90	95
	(4) 施設費		345	354
	(5) その他事業管理費		35	21
	事業利益		752	752
	事業外収益		269	264
٦			3	
	(1) 受取雑利息			3
	(2) 受取出資配当金		195	170
	(3) 賃貸料		40	42
	(4) 雑収入		30	47
4	事業外費用		0	1
	(1) 支払雑利息		0	0
	(2) 寄付金		0	0
	(3) 外部出資償却		_	<u> </u>
	(4) 雜損失		_	1
	経常利益		1,021	1,015
	特別利益		2	2
~	(1) 固定資産処分益		_	0
1	(2) 一般補助金		2	2
۱۵	特別損失		107	33
٦٥				
1	(1) 固定資産処分損		8	23
	(2) 固定資産圧縮損		0	1
	(3)減損損失		98	9
	l前当期利益		917	984
	、税・住民税及び事業税		158	189
法人	、税等調整額		75	△ 74
法人	、税等合計		233	114
	剰余金		683	870
	首繰越剰余金		218	245
	司 員営農支援積立金取崩額		3	3
	可是是文质模立变以明积 数整備積立金取崩額		3	9
	建阴模立立以阴段]未见分剰余金		905	_
	不処刀制水立		1 905	1,128

3. 注 記 表

注記表《令和4年度》

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準および評価方法
 - ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法 ア.満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)により評価しています。

イ.子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

- ウ.その他有価証券
 - 時価のあるもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しています。

・市場価格のない株式等移動平均法による原価法により評価しています。

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の)種類	評 価 方 法
購買	8	総平均法に基づく原価法
家	畜	個別法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成 10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属 設備および構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産 定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権(要管理債権を含む。)については、主として 今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、 予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の 一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修 正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程および資産査定事務要領に基づき資産査定部署

が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の 見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額 を計上しています。

(4) 収益および費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険 事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点 やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

ライスセンター・ミニライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5)消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、 固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却し ています。 (6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「O」で表示しています。また、金額の全くないものは「一」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則 に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2 会計上の見積りに関する注記

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 124,874 千円 (繰延税金負債との相殺前)
 - ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課 税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和2年6月に作成した第9次3か年事業経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 98.347 千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和2年6月に作成した第9次3か年事業経営計画等を勘案して算出しており、第9次3か年事業経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、

翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】 (1)資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位:千円)

	(十區・1137
項目	金額
建物	168,114
機械装置	1,213,636
車輛運搬具	7,190
器 具 備 品	16,763
合 計	1,405,703

(注) 平成5年10月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済の担保として、定期預金 1,400,000 千円、当座貸越の担保として、 定期預金 800,000 千円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 子会社等に対する金銭債権の総額

356 千円

149,803 千円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額】

(4) 破産更生債権およびこれらに準する債権、危険債権、三月以上延滞債権および 貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位:千円)

項目	金	額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権		81,565
危険債権		22,648
三月以上延滞債権		_
貸出条件緩和債権		_
숨 計		104,213

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)および(2)に掲げるものを除く)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)および(3)に掲げるものを除く)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

4 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額7,034 千円うち事業取引高3,397 千円うち事業取引以外の取引高3,636 千円

(2) 子会社等との取引による費用総額43 千円うち事業取引高0 千円うち事業取引以外の取引高42 千円

【減損損失】

- (3) 減損損失に関する注記
 - ① グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、 営業店舗、農業関連施設、生活関連施設については支店ごとに、また、業務外 固定資産(遊休資産と賃貸資産)については各固定資産をグルーピングの最小 単位としています。

本店等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの他の 資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産 と認識しています。

② 減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

(単位:千円)

用	途	種	類	場	所		金	額
遊休	資産	土地おる	にび建物	洲本市五	色町都志		(土地	22,297 12,628) 9,669)
遊休	資産	土地・建 器具		洲本市五	色町鮎原			25,698 6,941) 18,663) 備品 92)
遊休	資産	土	地	淡路市	大町			5,502
遊休	資産	土	地	淡路市	5生穂			999
遊休	資産	土	地	淡路市	野田尾			60
賃貸	資産	土地おる	にび建物	淡路市	岩屋	内訳((土地 (建物	5,398 2,362) 3,035)
事業用]資産	土	地	淡路市	江井			19,375
事業用	月資産	土地•建 構等	物および ^{餪物}	淡路市	5長澤		(土地 (建物 (構築物	19,014 13,641) 3,951) 1,421)

③ 減損損失の認識に至った経緯

遊休資産については、処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。

賃貸資産については、事業用資産として使用しなくなり、収益性が著しく低下したため、減損損失を認識しました。

事業用資産については、現在畜産センターとして利用していますが、翌年度に処分を予定していることから、処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。

④ 回収可能価額の算定方法等

遊休資産、賃貸資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づいて算定しています。

事業用資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は売却予定額に基づいて算定しています。

5 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、債券、株式であり、満期保有目的および純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し、同課の審査部門が各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行をしているかどうかをチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が 0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 7,409 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額も含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、 市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位:千円)

種類	貸借対照表計上額	時 価	差額
預金	222,907,323	222,898,665	△8,657
有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	9,222,252 6,398,290 2,823,962	9,139,862 6,315,900 2,823,962	△82,390 △82,390 —
貸出金 貸倒引当金(*) 貸倒引当金控除後	33,262,056 △20,645 33,241,411	— — 33,999,130	— — 757,718
資 産 計	265,370,987	266,037,658	666,670
貯金	264,944,532	264,996,418	51,886
負債計	264,944,532	264,996,418	51,886

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、 貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似 していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、 元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から 貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算出しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒 引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

		(十世 1137
種	類	貸借対照表計上額
外部出	」資	15,487,662
合	計	15,487,662

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

種	類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金		222,907,323			_	1	_
的の債券	保有目 を を を を を を を で で で で で で で で で で で で で	100,000	300,000 —	600,000 —	600,000	500,000 —	4,300,000 1,400,000
貝山並 (*1、*2	2)	2,422,588	1,947,711	1,845,535	1,733,826	1,625,281	23,665,642
合	計	225,429,911	2,247,711	2,445,535	2,633,826	2,125,281	29,365,642

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 217,718 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 21,470 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

種	類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	(*)	259,459,396	3,586,146	1,555,650	96,252	44,710	202,379
合	計	259,459,396	3,586,146	1,555,650	96,252	44,710	202,379

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項
 - ① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種	領	貸借対照表 計上額	時 価	差額
0+ /II +\(\frac{1}{2}\) (+\(\frac{1}{2}\)	地方債	2,095,344	2,182,310	86,965
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	1,200,686	1,242,750	42,063
日上限と危える500	小計	3,296,031	3,425,060	129,028
時価が貸借対照表	地方債	200,000	170,590	△29,410
計上額を超えないも	社債	2,902,259	2,720,250	△182,009
の	小計	3,102,259	2,890,840	△211,419
合	†	6,398,290	6,315,900	△82,390

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種	領	取得原価または 償却原価(*1)	貸借対照表 計上額	評価差額 (*2)
	株式	605,035	864,647	259,611
貸借対照表計上額	債券	1,184,517	1,262,830	78,312
が取得原価または	国債	884,600	932,980	48,379
償却原価を超える	地方債	199,916	225,020	25,103
もの	社債	100,000	104,830	4,830
	小計	1,789,552	2,127,477	337,924
貸借対照表計上額	株式	218,205	206,775	△11,430
が取得原価または償却原価を超えないもの	債券	503,825	489,710	△14,115
	社債	503,825	489,710	△14,115
	小 計	722,030	696,485	△25,545
숨 計		2,511,583	2,823,962	312,379

- (*1)上記取得価額または償却原価は減損処理後の価額です。
- (*2) 上記評価差額から繰延税金負債 85,779 千円を差し引いた額 226,599 千円が、 「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

種	類	売却額	売却益	売却損
株	式	127,660	41,491	19,440
合	計	127,660	41,491	19,440

(3) 当年度中において減損処理を行った有価証券

当年度中において、28,465 千円(うち、その他有価証券の株式 28,465 千円)減損処理を行っています。

時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、当該差額を減損処理しています。

なお、減損処理にあたっては、当期末における時価が取得原価または償却原価に 比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落し た場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

7 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度および一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は124,555千円です。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項目	金額
①期首における退職給付引当金	228,986
②退職給付費用	44,543
③退職給付の支払額	△40,661
④確定給付型年金制度への拠出金	△31,345
⑤期末における退職給付引当金	201,522

(3) 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

項目	金額
①退職給付債務	718,281
②確定給付型年金制度の積立額	△516,758
③未積立退職給付債務(①+②)	201,522
退職給付引当金	201,522

(4) 退職給付に関連する損益

(単位:千円)

	Į	頁	金	額
(1	勤務費用			44,543

⁽注)農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金7,888千円は「厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金19,239千円を含めて計上しています。

なお、同組合から示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、172,252千円となっています。

8 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位:千円)

	主 な 内 訳	当期末
		9,967
	賞与引当金	18,572
繰	退職給付引当金	55,338
延	役員退職慰労引当金	42,535
税	固定資産圧縮	4,090
金	固定資産減損	43,776
資	その他	21,174
産	小 富十	195,455
<u>/</u>	評価性引当額	△70,580
	合 計	124,874
負 繰 延	その他有価証券評価差額金	△85,779
债 金	合 計	△85,779
繰延税	金資産の純額	39,095

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位:%)

	項目	当	期	末
法5	定実効税率			27.46
	交際費等永久に損金に算入されない項目			1.06
調	受取配当金等永久に益金に算入されない項目			△3.26
ᇷ	事業分量配当金			△1.73
整	住民税均等割			0.48
正	評価性引当額の増減			1.45
	その他			0.01
税列	効果会計適用後の法人税等の負担率			25.48

9 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

注記表《令和3年度》

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準および評価方法
 - ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法
 - ア 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)により評価しています。

- イ 子会社株式および関連会社株式
 - 移動平均法による原価法により評価しています。
- ウ その他有価証券
 - 時価のあるもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の種類	評 価 方 法
購買品	総平均法に基づく原価法
家畜	個別法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く) ならびに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属 設備および構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権(要管理債権を含む。)については、主として 今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、 予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の 一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修 正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程および資産査定事務要領に基づき資産査定部署

が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の 見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。 この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業 や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義 務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの 提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

ライスセンター・ミニライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、 固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却して います。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「O」で表示しています。また、金額の全くないものは「一」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則 に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

【収益認識会計基準等の適用に伴う変更】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1)代理人取引に係る収益認識

財またはサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の購買事業収益および購買事業費用がそれぞれ 185 百万円減少しています。

これにより、購買事業総利益、事業利益、経常利益および税引前当期利益に与える影響はありません。

【時価の算定に関する会計基準等の適用に伴う変更】

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が

定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する注記

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 200百万円 (繰延税金負債との相殺前)
 - ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課 税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和2年6月に作成した第9次3か年事業経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 9百万円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将 来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループにつ いての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和2年6月に作成した第9次3か年事業経営計画等を勘案して算出しており、第9次3か年事業経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌 事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】 (1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位:百万円)

項目	金額
建物	168
機械装置	1,213
車 輛 運 搬 具	7
器 具 備 品	16
合 計	1,405

(注) 平成5年10月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金 2,200 百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 子会社等に対する金銭債務の総額

一 百万円106 百万円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額】

(4) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および 貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位:百万円)

		\
項目	金	額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権		90
危険債権		35
三月以上延滞債権		
貸出条件緩和債権		40
숨 計		166

(注)

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営 成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができ ない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)および(2)に掲げるものを除く)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)および(3)に掲げるものを除く)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額	13 百万円
うち事業取引高	9 百万円
うち事業取引以外の取引高	3 百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	0 百万円
うち事業取引高	0 百万円
うち事業取引以外の取引高	0 百万円

【減損損失】

- (3) 減損損失に関する注記
 - ① グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗、農業関連施設、生活関連施設については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については各固定資産をグルーピングの

最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。同様に畜産事業関連施設についても組合事業全体のブランド向上に役立っており、JA全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していることから共用資産と認識しています。

② 減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

(単位:百万円)

用 途	種	類	場所	金	額
賃貸不動産	土	地	淡路市浅野南		9

③ 減損損失の認識に至った経緯

上記資産については、地価の下落および賃貸料水準の下落に伴い収益性が著しく低下したため、減損損失を認識しました。

④ 回収可能価額の算定方法等

上記資産の回収可能価額については、使用価値を採用しており、適用した割引率は5.784%です。

6 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、債券、株式であり、満期保有目的および純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し、同課の審査部門が各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析 および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会 において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行をしているかどうかをチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

○ 市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が 0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 28 百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額も含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、 市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含ま れています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異な る前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位:百万円)

			(手匹・ロカロ)
種類類	貸借対照表計上額	時 価	差額
預金	220,597	220,601	4
有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	7,215 4,905 2,309	7,356 5,047 2,309	141 141 —
貸出金 貸倒引当金(*1) 貸倒引当金控除後	31,888 △85 31,803	_ _ 32,993	_ _ 1,190
資 産 計	259,615	260,951	1,335
貯金	260,098	260,187	89
負債計	260,098	260,187	89

^(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

株式は取引所の価格によっています。

債券は取引金融機関等から提示された価格、または、日本証券業協会公表の 売買参考統計値によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、 貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似 していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、 元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から 貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算出しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒 引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額		
外 部 出 資(* 1)	15,287		
合計	15,287		

(*1)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

種	類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金		220,597					_
的の債券 その fi 証券の 期がある	呆: 也有目: 也方	200	100	300	600	600 300	3,100 900
貸出金(*1、*2))	2,283	2,010	1,760	1,667	1,521	22,624
合	計	223,080	2,110	2,060	2,267	2,421	26,624

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 232 百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 19百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

種	類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	(*1)	252,964	3,762	2,904	185	75	205
合	計	252,964	3,762	2,904	185	75	205

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項
 - ① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

種	·····································	貸借対照表 計上額	時 価	差	額
C+ 压 4% / + ++ D2 +	地方債	1,901	2,012		110
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	1,403	1,464		61
可工限と超えるのの	小計	3,305	3,476		171
時価が貸借対照表	地方債	200	189		△10
計上額を超えないも	社債	1,400	1,381		△19
0	小計	1,600	1,570		△30
合 計		4,905	5,047		141

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

種類		取得原価または 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額 (*)
	株式	680	888	208
 貸借対照表計上額	債券	999	1,089	89
が取得原価または	国債	399	443	43
償却原価を超える	地方債	199	232	32
もの	社債	400	413	13
	小 計	1,679	1,977	297
貸借対照表計上額	株式	184	128	△55
が取得原価または	債券	203	202	△1
償却原価を超えな	社債	203	202	△1
いもの	小 計	388	331	△56
合 計		2,068	2,309	241

(*)上記評価差額から繰延税金負債 66 百万円を差し引いた額 174 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種	類	売却額	売却益	売却損
株	式	654	75	2
合	計	654	75	2

8 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度および一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は 127 百万円です。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

項目	金額
①期首における退職給付引当金	243
②退職給付費用	44
③退職給付の支払額	△28
④確定給付型年金制度への拠出金	△31
⑤期末における退職給付引当金	228

(3) 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:百万円)

		(十世・ロ/3/3/
項目	金	額
①退職給付債務		767
②確定給付型年金制度の積立額		△538
③未積立退職給付債務(①+②)		228
退職給付引当金		228

(4) 退職給付に関連する損益

(単位:百万円)

_				
	項	金	額	
	①勤務費用			44

⁽注)農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金8百万円は「厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金19百万円を含めて計上しています。

なお、同組合から示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、201百万円となっています。

9 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位:百万円)

	主 な 内 訳	当期末
	賞与引当金	19
繰	退職給付引当金	62
延		37
税		
	固定資産圧縮	4
金	固定資産減損	106
資	その他	15
産	小 計	257
,	評価性引当額	△57
	合 計	200
負 繰 延	その他有価証券評価差額金	△66
情 意	合 計	△66
繰延税	金資産の純額	134

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位:%)

	項 目		当	期	末
法是	法定実効税率				27.46
	交際費等永久に損金に算入されない項目				0.78
調	受取配当金等永久に益金に算入されない項目				△3.28
同	事業分量配当金				△1.80
整	住民税均等割				0.54
正	評価性引当額の増減				△9.66
	その他				△0.04
税多	税効果会計適用後の法人税等の負担率				14.00

10 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4. 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

(単位・)			
区分	4年度	3年度	
1. 当期未処分剰余金	905	960	
2. 剰余金処分額	694	742	
(1)利益準備金	_	_	
(2) 任意積立金	583	643	
(組合員営農支援積立金)	3	23	
(経営基盤強化積立金)	_	_	
(事業基盤強化積立金)	60	60	
(信用事業基盤強化積立金)	70	60	
(有価証券価格変動積立金)	100	100	
(信用事業機器整備積立金)	50	80	
(営農経済事業基盤強化積立金)	100	80	
(事務所・施設整備積立金)	_	9	
(災害対応積立金)	70	80	
(組織活動強化積立金)	_	_	
(施設更新積立金)	100	100	
(記念事業積立金)	-	20	
(特別積立金)	30	30	
(3) 出資配当金	53	45	
(4)事業分量配当金	57	53	
3. 次期繰越剰余金	210	218	

1. 出資配当は、次の割合です。 令和4年度

令和3年度

3.0 % 2.5 % (いずれも組合員利用者への配当です。) 2. 事業分量配当の基準は、次のとおりです。

令和4年度

令和3年度

9です。(いずれも組合員利用者への配当です。)
① 購買品ご利用額
ア対方100円の割合
イ.経済諸情勢に対し、対万20円の割合
② 共通販売精算書等に基づく販売振込額
ア対万20円の割合
イ.経済諸情勢に対し、対万80円の割合
① 購買品利用額の対万120円の割合
① 財型コロナウイルスおよび経済諸情勢に対する農業生産支援
対万20円を含む)
②共通販売精管書等に基づき 販売振込額の対万100円の割合

②共通販売精算書等に基づき、販売振込額の対万100円の割合 (新型コロナウイルスおよび経済諸情勢に対する農業生産支援 対万80円を含む)

3. 次期繰越剰余金には、教育、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が

含まれています。

令和4年度

40 百万円 40 百万円

令和3年度 4. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額は次の通りです。

種類	積立目的	積立目標額
組合員営農支援積立金	「組合員の農業所得増大」に向けた資金調達に対する利子等補給を組 合員に行うために積み立てる	毎事業年度に50百万を目途に積立 てる
経営基盤強化積立金	新たな会計基準の採用、会計基準の変更および社会保険制度の変更等 による損失の発生に備えるために積み立てる	500百万円
事業基盤強化積立金	経営環境の変化に対応し、事業基盤強化に必要な資金を積み立てる	期末総資産の 1/100
信用事業基盤強化積立金	金融情勢の激変に対応し、安定した事業基盤を確立するために必要な資金を積み立てる	期末貯金、定期積金総額1/100
有価証券価格変動積立金	有価証券の変動価格リスクおよび売買における損失発生に備えるため、積み立てる	1,500百万円
信用事業機器整備積立金	信用事業に対する機器の取得・更新・維持管理などの資金を積み立て る	500百万円
営農経済事業基盤強化積立金	営農経済事業において、一般経済情勢などの激変に対応し、安定した 事業基盤を確立するために積み立てる	1,500百万円
事務所•施設整備積立金	事務所建物および営農関係施設を取得・処分に係わる費用および取得後の減価償却費ならびに減損損失処理などの費用にあてるため積み立てる	800百万円
災害対応積立金	自然災害や人為災害などによる臨時の費用の発生に備えてあらかじめ 必要な資金を積み立てる	1,500百万円
組織活動強化積立金	事業を安定的に運営するため、組合員および地域社会で生活する方々がJA活動に参加していただく資金を積立てる	毎事業年度に30百万を目途に積立 てる
施設更新積立金	JA施設の更新などに必要な費用(付随費用を含む)に充てるため積み立てる	1,000百万円
記念事業積立金	合併30周年の記念事業に備えるため積み立てる	50百万円

5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

- 1 私は、当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の 体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月20日 淡路日の出農業協同組合

代表理事組合長

相极 有俊

6. 部門別損益計算書

(令和4年度) (単位:百万円)

区		分	計	信用 事業	共済 事業	農業関連事 業	生活その他事 業	営農指導 事 業	共通管理費等
事業収益	1		5,540	2,052	696	2,663	114	12	
事業費用	2		2,563	420	33	2,014	72	21	
事業総利益	3	(1-2)	2,977	1,631	663	649	41	Δ8	
事業管理費	4		2,224	799	457	853	78	35	
(うち減価償却	切費⑤)	1	(148)	(24)	(9)	(112)	(1)	(0)	
※うち共	通管理費	責⑥		259	123	293	20	7	△ 704
(うち減ん	西償却費	費⑦)		(17)	(8)	(20)	(1)	(0)	(🛆 48)
事業利益	8	(3-4)	752	831	206	△ 203	△ 36	△ 44	
事業外収益	9		269	98	46	114	7	2	
※うち共	通分⑩			98	46	111	7	2	△ 266
事業外費用	11)		0	0	0	0	0	0	
※うち共	通分⑫			0	0	0	0	0	0
経常利益	13)	(8+9-11)	1,021	929	253	△ 89	△ 28	△ 42	
特別利益	14)		2	0	0	1	0	0	
※うち共	通分 億			0	0	1	0	0	△ 2
特別損失	16)		107	39	18	44	3	1	
※うち共演	通分⑪			39	18	44	3	1	△ 107
税引前当期利益	益 18	(13+14-16)	917	891	234	△ 133	△ 32	△ 43	
営農指導事業為	分配賦額	預 19		23	9	9	0	△ 43	
	18-19)	後税引前当期	917	867	225	△ 142	△ 32		

[※] ①、②は、各事業相互間の内部損益を除去する前の金額としています。

(注) 1. 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割 + 人件費を除いた事業管理費割 (共通管理費配賦前) + 事業総利益割) の平均値

(2) 営農指導事業 事業総利益割

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

-					(<u> 半四・/0/</u>
区分	信用業	共済 事業	農業関連事 業	生活その他 事 業	営農指導事 業	計
共通管理費等	36.8	17.6	41.7	2.9	1.0	100%
営農指導事業	54.6	22.2	21.8	1.4		100%

[※] ⑥、⑩、⑫、⑮、⑪は、各事業に直課できない部分

7. 独立監査人の監査報告書

<本報告書は謄本に相違ありません>

独立監査人の監査報告書

令和5年5月26日

淡路日の出農業協同組合 理事会 御中

みのり監査法人東京都港区

指定社員

公認会計士 谷口誓一

業務執行社員

指定社員

公認会計士 北川健二

業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、淡路日の出農業協同組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書(以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当 監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、部門別損益計算書、子会社の事業報告である。経営者の責任は、 その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用 における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうか を評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続 組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付 ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意 を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事 項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、 将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、淡路日の出農業協同組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の剰余金処分案(剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、人、千口、%)

項目	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
事業総利益	2,921	2,804	2,844	2,814	2,977
信用事業利益	1,495	1,504	1,563	1,561	1,631
共済 11	750	690	694	685	663
農業関連 //	646	583	562	544	661
その他 11	30	25	24	23	21
経 常 利 益	809	766	753	847	1,021
当 期 剰 余 金	652	529	564	702	683
出 資 金	1,874	1,861	1,852	1,844	1,807
(出資口数)	(1,874)	(1,861)	(1,852)	(1,844)	(1,807)
純 資 産 額	17,184	17,289	18,095	18,807	19,403
総資産額	264,527	271,441	279,076	281,273	286,832
貯 金 残 高	244,333	251,907	258,477	260,098	264,944
貸付金残高	32,844	32,466	32,134	31,888	33,262
有価証券残高	6,786	5,823	6,478	7,215	9,222
剰余金配当額	75	73	65	98	111
出資配当額	46	46	36	45	53
利用高配当金	29	27	29	53	57
職員数	286	285	283	286	267
単体自己資本比率	20.17	19.44	18.24	18.66	18.74

⁽注) 1. 事業総利益は各事業総利益の合計額を表しています。

^{2.} 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

^{3.} 信託業務の取扱いは行っていません。

^{4. 「}単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表(信用事業)

(単位:百万円、%)

項目	令和4年度	令和3年度	増 減
資 金 運 用 収 支	1,732	1,710	22
役務 取引等収支	27	27	0
その他信用事業収支	△ 128	△ 176	47
信 用 事 業 粗 利 益	1,631	1,561	70
(信用事業粗利益率)	(0.613)	(0.599)	(0.014)
事 業 粗 利 益	2,977	2,814	163
(事業粗利益率)	(1.026)	(0.988)	(0.0378)
事 業 純 益	731	497	233
実 質 事 業 純 益	752	584	168
コア事業純益	690	506	184
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	550	374	175

- (注) 1. その他信用事業収支=その他事業収益+その他経常収益-その他直接費用
 - ーその他経常費用
 - 2. 信用事業粗利益=信用事業収益(その他経常費用除く。)
 - ー信用事業費用(その他経常費用を除く。)
 - +金銭の信託運用見合費用
 - 3. 信用事業粗利益率=信用事業粗利益/信用事業資産平均残高×100
 - 4. 事業粗利益=事業総利益ー信用事業に係るその他経常収益
 - -信用事業に係るその他の収益+信用事業に係るその他経常費用
 - +信用事業以外に係るその他の費用+事業外収益の受取出資配当金
 - 十金銭の信託運用見合費用
 - 5. 事業粗利益率=事業総利益/総資産平均残高×100
 - 6. 事業純益二事業粗利益一事業管理費——般貸倒引当金繰入額
 - 7. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額
 - 8. コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益
 - 9. コア事業純益(投資信託解約損益を除く。) =コア事業純益-投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

	 項 目	=	合和4年度		4	令和3年度	
	以 日	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
	資金運用勘定	265,318	1,772	0.668	259,808	1,803	0.694
	うち預金	224,672	1,233	0.549	220,313	1,223	0.556
	うち有価証券	8,126	181	2.235	7,140	207	2.903
	うち貸出金	32,519	357	1.099	32,355	372	1.152
	資金調達勘定	264,796	174	0.066	259,787	210	0.081
	うち貯金・定期積金	264,713	173	0.066	259,730	209	0.081
	うち借入金	83	0	0.855	57	0	1.062
総	資金利ざや	_	_	0.300	_	_	0.305

- (注) 1. 総資金利ざや二資金運用利回り一資金調達原価率(資金調達利回り+経費率) 経費率ニ信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金) 平均残高
 - 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

	項目	令和4年度增減額	令和3年度増減額
25	受取利息	△ 31	△ 50
	うち預金	10	△ 54
	うち有価証券	△ 26	21
	うち貸出金	△ 15	△ 17
支	払 利 息	△ 36	△ 69
	うち貯金・定期積金	△ 36	△ 69
	うち譲渡性貯金	1	
	うち借入金	0	0
	差引	5	19

⁽注) 1. 増減額は前年度対比です。 2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、 特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

	種		類		令和4年度		令和3年度	
流	動	性	貯	金	60,424	(22)	56,899	(21)
定	期	性	貯	金	204,261	(77)	202,792	(78)
譲	渡	性	貯	金	-	(-)	1	(-)
7	2	の	f	也	41	(0)	42	(0)
	合		計		264,727	(100)	259,734	(100)

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金+別段貯金
 - 2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金
 - 3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種	類		令和4年度		令和3年度	
定期	貯	金	200,268	(100)	197,824	(100)
固定自	由金	利定期	200,265	(100)	197,822	(100)
変 動 自	由金	利定期	2	(-)	1	(-)

- (注) 1. 固定自由金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 - 2. 変動自由金利定期: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 - 3. () 内は構成比です。

(2)貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

利	₫	类	領	令和4年度	令和3年度	増減
手	形	貸	付	0	0	0
証	書	貸	付	31,906	31,520	386
当	座	貸	越	221	240	△ 18
割	31	手	形	ı	ı	ı
金融	機	関 :	貸付	391	591	△ 200
1	合	=	†	32,518	32,352	166

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
固定金利貸出	14,506 (44)	13,825 (43)	681
変 動 金 利 貸 出	18,523 (56)	17,813 (56)	710
その他金利貸出	231 (1)	249 (1)	△ 18
合 計	33,262 (100)	31,888 (100)	1,373

⁽注) () 内は構成比です。

その他は、当座貸越、無利息等固定、変動の区別のないもの。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種類	令和4年度	令和3年度	増 減
貯金・定期積金等	766	754	12
有 価 証 券	0	0	0
動産	0	0	0
不 動 産	3	4	△ 1
その他担保物	2	3	△ 1
小 計	771	762	9
農業信用基金協会保証	25,249	24,678	571
その他保証	1,576	1,541	35
小計	26,825	26,219	606
信用	5,664	4,906	758
合 計	33,262	31,888	1,374

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種類	令和4年度	令和3年度	増 減
貯金・定期積金等	_	_	_
有 価 証 券	_	_	_
動産	_	_	_
不 動 産	_	_	_
その他担保物	_	_	
小計	_	_	_
信用	_	-	
合 計	_	_	_

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

								\ + 111 + 	1/2 1 // /	رر
	種	類	Į	令和4年	度	令和3年	度	増	減	
設	備	資	金	28,213	(85)	26,271	(82)		1,942	2
運	転	資	金	5,048	(15)	5,617	(18)		△ 569	9
	合	Ħ	-	33,262	(100)	31,888	(100)		1,374	1

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種類	令和4年	丰度	令和3年	F度	増減
農業	537	(1.61)	489	(1.53)	48
林業	36	(0.11)	37	(0.12)	△ 1
水産業	700	(2.10)	736	(2.31)	△ 36
製造業	5,890	(17.71)	5,844	(18.33)	46
鉱業	259	(0.78)	197	(0.62)	62
建設•不動産業	3,239	(9.74)	3,142	(9.85)	97
電気・ガス・熱供給・水道業	624	(1.88)	564	(1.77)	60
運輸•通信業	2,003	(6.02)	2,032	(6.37)	△ 29
金融•保険業	524	(1.58)	693	(2.17)	△ 169
卸売・小売・サービス業・飲食業	11,040	(33.19)	10,681	(33.50)	359
地方公共団体	5,425	(16.31)	4,460	(13.99)	965
非営利法人	0	(0.00)	0	(0.00)	0
その他	2,978	(8.95)	3,006	(9.43)	△ 28
合 計	33,262	(100.00)	31,888	(100.00)	1,374

⁽注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
農業	448	455	△ 7
穀作	66	53	13
野菜•園芸	70	45	25
果樹・樹園農業	32	38	△ 6
工芸作物		1	_
養豚・肉牛・酪農	92	108	△ 16
養鶏・養卵	0	1	0
養蚕			
その他農業	185	209	△ 24
農業関連団体等			
숨 計	448	455	△ 7

⁽注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業 経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の 残高です。

- 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
- 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕 (単位:百万円)

			(手位・ロババン)
種類	令和4年度	令和3年度	増減
プロパー資金	368	383	△ 15
農業制度資金	80	71	9
農業近代化資金	40	23	17
その他制度資金	40	47	△ 7
合 計	448	455	△ 7

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 - 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 - 3. その他の制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕 (単位:百万円)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
日本政策金融公庫資金	_	_	-
その他	_	_	_
合 計	_	_	1

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

	債権区分		債権額		保3	全額	
			惧惟戗	担保	保証	引当	合計
破産す	生債権及び	4年度	81		81		81
これらに準ずる債 権		3年度	90		90		90
危険債	≛ † 左	4年度	22	_	22	_	22
心灰頂	見作生	3年度	35		35		35
要管理	R/丰长	4年度	-	-		-	_
安官店	EI貝作	3年度	40		40		40
	三月以上 延滞債権	4年度		1			_
		3年度	1	1			_
	貸出条件	4年度		1			_
	緩和債権	3年度	40	1	40	-	40
小	計	4年度	104	1	166		166
1,1,	ōl	3年度	166	1	166		166
正尚信		4年度	33,177				
正常債権		3年度	31,742				
合	計	4年度	33,281				
	01	3年度	31,909				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に 対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の 元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取り引きはありません

⑩ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		(中世) 日75137								
	令和4年度					令和3年度				
区分	期首	期中增加	期中源	期中減少額		期首	期中 増加	期中減少額		期末
	残高	額	目的使用	その他	残高	残高	額	目的使用	その他	残高
一般貸倒引当金	86	21	_	86	21	85	84	-	85	84
個別貸倒引当金	0	0	_	0	0	0	_	_	0	-
合 計	87	21	_	87	21	85	84	_	85	84

① 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項目	令和4年度	令和3年度
貸出金償却額	_	

(3) 内国為替取扱実績

(単位:千件、百万円)

括 粉	種類						令和3年度			
性		仕	O	被仕点		仕	(D	被仕向		
送金•	件	数		20	2	25		18	216	
振込為替	金	額	2	29,385	39,8	09	4	24,832	39,169	
代金取立為替	件	数		0		0		0	0	
八亚以丘河首	金	額		36		13		13	48	
雑為替	件	数		0		0		0	0	
杜荷首	金	額		1,382	46,8	03		1,108	63	
	件	数		22	2	27		19	217	
	金	額		30,804	86,6	25	4	25,954	39,280	

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

	種		類		令和4年度	令和3年度	増減
玉				債	554	399	155
地		方		債	2,315	2,183	132
政	付	保	証	債		1	ı
金		融		債		1	ı
短	期		社	債			ı
社				債	2,830	1,734	1,096
株				式	883	1,279	△ 396
そ	の	他	証	券	1,484	1,410	74
合				計	8,067	7,097	970

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取り引きはありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

								(単1 <u>)//</u>	<u>. 日刀円)</u>
種	類	1年以下	1 年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
〈令和4:	年度〉								
玉	債	_	323	111		-	497	_	932
地 方	債	300	400	899	199	225	494	_	2,520
金 融	債	_	_	-	-	_	_	_	-
短期社	İ債	_	_	_	_	_	_	_	_
社	債	100	800	505	_	295	2,996	_	4,697
株	式	_	_	_	_	_	_	1,071	1,071
その他	証券	_	_	_	_	_	_	_	_
合	計	400	1,524	1,516	199	520	3,988	1,071	9,222
〈令和3年	F度〉								
玉	債	_	_	329	113	_	_	_	443
地 方	債	100	301	600	899	232	200	_	2,334
金融	債	_	_	_	_	_	_	_	_
短期社	İ債	_	_	-	-	_	_	_	-
社	債	200	600	400	207	204	1,807	_	3,420
株	式			_	_	_	_	1,017	1,017
その他	証券	_	_	_	_	_	_		_
合	計	300	901	1,330	1,220	437	1,017	2,007	7,215

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券] 該当する取引はありません。

[満期保有目的の債権]

(単位:百万円)

			W.T.		令和4年	Ė Ž	令和3年度			
	種		類	貸借対照表 計上額	時 個	差額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照	地	方	債	2,095	2,182	2 86	1,901	2,012	110	
表計上額を超え	社		債	1,200	1,242	42	1,403	1,464	61	
るもの	小		計	3,296	3,42	129	3,305	3,476	171	
時価が貸借対照	地	方	債	200	170	△29	200	189	△10	
表計上額を超え	社		債	2,902	2,720	△182	1,400	1,381	△19	
ないもの	小		計	3,102	2,890	△211	1,600	1,570	△30	
合		計		6,398	6,31	△82	4,905	5,047	141	

[その他有価証券]

(単位:百万円)

				令和4年度	=	令和3年度		
	種		取得原価又 は償却原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価又 は償却原価	貸借対照表 計上額	差 額
	株式		605	864	259	758	833	75
	債 券		1,184	1,262	78	999	1,107	107
11年本が今世計の	国債		884	932	48	399	453	53
時価が貸借対照表計上額を超え	地方債		199	225	25	199	238	38
るもの	短期社債		_	1	1	-		_
3 0 0 0	社債		100	104	4	400	415	15
	その他証券		_	1	1	1	-	_
	小	計	1,789	2,127	337	1,757	1,941	183
	株式		218	206	△11	481	425	△56
時価が貸借対照表 計上額を超えない	債 券		503	489	△14	203	203	△395
もの	社債		503	489	△14	203	203	△395
	小	計	722	696	△25	685	629	△56
合	計	·	2,511	2,823	312	2,443	2,570	126

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引 該当する取引はありません。

2. 共済事業

(1) 長期 • 年金共済契約高 • 保有契約高

(単位:百万円)

	種	重		令和4	1年度	令和3年度		
性		枳		新契約高	保有高	新契約高	保有高	
	終	身	共	済	3,386	96,527	3,228	104,592
	定	期生	命共	済	10,322	3,014	572	2,523
	養	老 生	命共	済	564	31,358	719	34,785
牛		内	こども丼	ŧ済	324	13,384	454	13,953
生命系	医	療	共	済	79	2,325	77	2,790
糸	が	h	共	済	_	663		700
	定	期医	療共	済	_	882	-	980
	介	護	共	済	195	2,517	394	2,357
	年	金	共	済	_	35	_	40
建	物	更 生	共	済	20,196	270,652	22,157	27,357
	合		計		25,454	407,976	27,149	422,343

⁽注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(付加された定期特約金額等を含む)を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種類		令和△	4年度	令和3	3年度
性		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共	済	170	414	165	211
がん共	済	0	14	0	14
定期医療共	済		0	_	1
合 計		170	430	166	243

⁽注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載 しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄 を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

	令和△	4年度	令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済	241	3,370	476	3,248
認知症共済	226	226	1	_
生活障害共済(一時金型)	754	2,709	1,149	2,397
生活障害共済(定期年金型)	72	221	50	194
特定 重度疫病共済	433	1,006	335	711
合 計	1,728	7,533	2,011	6,552

⁽注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4)年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

種		看 新		類		令和3	3年度	
	作里		块		新契約高	保有高	新契約高	保有高
年	金	開	始	前	145	2,735	192	2,731
年	金	開	始	後	_	1,160	1	1,176
	合		計		145	3,896	192	3,908

⁽注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

種類類	類		4年度	令和3	3年度
性 規		金額	掛金	金額	掛 金
火 災 共	済	11,676	8	12,094	9
自 動 車 共	済		497		500
傷 害 共	済	31,515	6	24,141	5
団体定期生命共	済				_
定額定期生命共	済	12	0	12	0
賠 償 責 任 共	済		0		0
自 賠 責 共	済		81		81
合 計			595		597

⁽注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. 購買事業

(1)買取購買品(生產資材)取扱実績

(単位:百万円)

種	類	令和4	4年度	令和3	3年度
生	块	供給高	手数料	供給高	手数料
肥	料	331	66	253	38
飼	料	862	67	802	69
農	薬	213	26	197	23
生 産	資 材	155	20	145	18
販 売	資 材	116	14	117	18
農	機	255	57	255	54
自重	車	175	18	187	15
燃	料	_			
合	計	2,111	272	1,959	239

(2)買取購買品(生活物資)取扱実績

(単位:百万円)

						(+III · II/J/J/
種		類	令和₄	4年度	令和3年度	
1	 	炽	供給高	手数料	供給高	手数料
家		財	43	4	29	2
電		器	10	0	14	1
В	用	90	67	4	60	4
衣	料	80	4	0	4	0
食	料	90	96	10	92	9
L	P t	ブ ス				
合		計	221	20	201	18

4. 販売事業

(1)受託販売品取扱実績

	類	令和4	4年度	令和3年度		
生	枳	取扱高	手数料	取扱高	手数料	
米	麦	382	13	393	13	
野	菜	1,113	44	793	30	
果	樹	133	4	140	4	
花	卉	261	3	247	3	
畜	産	2,097	30	2,174	31	
市	場	203	16	174	13	
合	計	4,193	111	3,923	97	

5. 保管事業

(単位:百万円)

	種	类	頂	令和4年度	令和3年度
	保	管	料	14	13
収	荷	役	料		_
益	そ	の	他	ı	_
		計		14	13
	倉	庫材	料費		_
費	倉	車 労	務 費		_
用	そり	の他	経 費	0	0
		計		0	0

6. 福祉事業

(単位:百万円)

	種類	令和4年度	令和3年度
	福祉事業収益	1	0
収	介護保険事業収益	36	41
益	その他収益		
	計	37	41
	福祉事業費用	0	0
費	介護保険事業費用	15	17
用	その他経費		
	計	16	18

7. 利用事業

種類	令和4	4年度	令和(3年度
性 親	収益	費用	収益	費用
ライスセンター	44	21	45	21
ソイル・受託・農機・精	米 9	1	9	1
育苗センター	37	33	34	28
予冷庫・冷蔵庫	10	2	11	2
会館•施設	0	_	0	_
そ の 他	0	0	0	0
授精	64	21	63	20
生乳	_	_	0	_
畜産その他	43	14	45	16
合 計	209	94	210	91

8. 農業経営事業(畜産センター事業および野菜栽培)

(単位:百万円)

			(<u>† E : D/313/</u>
	種類	令和4年度	令和3年度
1	センター事業収益	36	49
収益	野菜栽培収益	0	0
1	計	36	50
	センター事業費用	37	54
費用	野菜栽培費用	0	0
/ 13	計	37	54

9. 御食菜采館事業

(単位:百万円)

			+ = 0,515
	種類	令和4年度	令和3年度
収	益	79	72
費	用	43	39
差	引	36	33

10. 花さじき直売事業

(単位:百万円)

	種 類	令和4年度	令和3年度
収	益	79	54
費	用	42	37
差	引	36	16

11. 指導事業

(単位:百万円)

			<u> </u>
	種類	令和4年度	令和3年度
J.D.	営農指導収入	4	3
収益	畜産指導収入	3	3
1111	計	7	6
#	営農指導支出	11	12
費用	畜産指導支出	2	6
, 13	計	13	18

12. レンタル事業

			(十世・ロババ
	種類	令和4年度	令和3年度
収	益	4	3
費	用	3	2
差	引	1	0

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位:%)

項目	4年度	3年度	増 減
総資産経常利益率	0.352	0.298	0.055
資本経常利益率	5.497	4.713	0.784
総資産当期終利益率	0.236	0.247	△0.011
資本当期條利益率	3.677	3.906	△0.228

- (注) 1. 総資産経常利益率 経常利益/総資産(債務保証見返を除く) 平均残高×100
 - 2. 資本経常利益率二経常利益/純資産勘定平均残高×100
 - 3. 総資産当期終利益率
 - =当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 - 4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

				(TIE 1707
区	分	4年度	3年度	増 減
貯貸率	期末	12.554	12.260	0.294
灯貝竿	期中平均	12.285	12.457	△0.172
貯証率	期末	3.481	2.774	0.707
界下配伞	期中平均	3.070	2.749	0.321

- (注) 1. 貯貸率(期 末)=貸出金残高/貯金残高×100
 - 2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100
 - 3. 貯証率(期 末) =有価証券残高/貯金残高×100
 - 4. 貯証率 (期中平均) =有価証券平均残高/貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

			(単位:白	刀円、%)
項目	4年度	経過措置 による不 算入額	3年度	経過措置 による不 算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非素積的永久優先出資に係る組合員資本の額	19,065		18,532	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,807		1,844	
うち、再評価積立金の額	_		_	
うち、利益剰余金の額	17,378		16,794	
うち、外部流出予定額 (Δ)	111		99	
うち、処分末対等分	△9		△6	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	21		86	
うち、一般貸倒ら当金コア資本算入額	_		_	
うち、適格引当金コア資本算入額	_		_	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		_	
公的機関による資本の増留と関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、				
コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、	_		_	
コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	19,086		18,619	
コア資本にかかる調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1		1	
うち、のれんに係るものの額	_		_	
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1		1	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_		_	
適格引当金不足額	_		_	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_		_	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_		_	
前公年金費用の額	_			
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_			
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_			
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_			
特定項目に係る10パーセント基準超過額	_		1	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_		_	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するもの の額	_		_	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_		_	
		-		-

特定項目	明に係る15パーセント基準超過額	_		
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_	
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するもの	_	_	
	の額			
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_		
コア資本	対に係る調整項目の額 (ロ)	1	1	
自己資本	Z.			
自己資本	知額 ((イ) — (ロ)) (/ \)	19,085	18,618	
リスク・	アセット等			-
信用リス	マク・アセットの額の合計額	96,410	94,672	
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△301	△602	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係			
	るものを除く)			
	うち、繰延税金資産			
	うち、前仏年金費用			
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△301	△602	
	うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	_	_	
	うち、上記以外に該当するものの額	_	_	
オペレー	- -ショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,394	5,089	
信用リス	マク・アセット調整額	_	_	
オペレー	-ショナル・リスク相当額問整額	_	_	
リスク・	アセット等の額の合計額(二)	101,805	99,762	
自己資本	比率			
自己資本	北率 ((/ \) / (二))	18.74	18.66	

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 - 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 - 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

4年度 3年度 エクスポージャ リスク・アセッ エクスポージャ 所要自己資本 リスク・アセッ 所要自己資本 信用リスク・アセット ーの期末残高 卜額 額b=a×4% 一の期末残高 卜額 額b=a×4% а 333 瑰余 297 我が国の中央政府及び中 885 400 央銀行向け 外国の中央政府及び中央 銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向 7,931 6,774 外国の中央政府等以外の 公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向 1,200 120 4 1,200 120 4 我が国の政府関係機関向 0 100 10 100 10 0 地方三公社向け 金融機関及び第一種金融 222,910 44,582 1,783 220,600 44,120 1,764 商品取り業者向け 2,366 1,195 47 1,467 749 29 法人等向け 中小企業等向け及び個人 443 119 4 502 143 5 向け 抵当権付住宅ローン 1,475 458 18 1,413 449 17 不動産取得等事業向け 0 三月以上延滞等 1 取立未済手形 178 35 1 206 41 1 信用保証協会等保証付 25,261 2,501 100 24,691 2,444 97 株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付 共済約款貸付 1,426 1,426 58 57 1,467 1,467 出資等 (うち出資等のエクスポ 1,426 1,426 57 1,467 1,467 58 ージャー) (うち重要な出資のエク スポージャー) 上記以外 22,104 46,262 1,850 22,059 45,728 1,829 (うち他の金融機関等の対象 資本等調達手段のうち対象普 通出資等及びその他外部 TLA 702 70 1,102 2,756 110 1,755 C 関連調達手段に該当するも の以外のものに係るエクスポ ージャー) (うち農林中央金庫又は農業 協同組合連合会の対象資本調 15,085 37,712 1,508 15,086 37,715 1,508 達手段に係るエクスポージャ (うち特定項目のうち調整項 125 313 12 200 501 20 目に算入されない部分に係る エクスポージャー)

	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)			_	_	_		_	_	
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	1			l	_		_	_	
	(うち上記以外のエクス ポージャー)	5,791		5,480	219	6,070		5,775	231	
	証券化	_		_	_	_		_	_	
	(うちSTC要件適用分)	_		_	_	_		_	_	
	(うち非STC 適用分)			_						
	再証券化	_		_	_	_		_	_	
	リスク・ウェイトのみな し計算が適用されるエク スポージャー)	_		_	_	_		_	_	
	(うちルックスルー方 式)	_		_	_	_		_	_	
	(うちマンデート方式)					_		_	_	
	(うち蓋然性方式 250 %)				_	_		_	_	
	(うち蓋然性方式 400%)	_		_	_	_		_	_	
	(うちフォールバック方 式)	_			_	_		_		
	経過措置によりリスク・ アセットの額に算入され るものの額	_		_	_	_		_	_	
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	1		301	12	_		602	24	
	準的手法を適用するエクス ニジャー別計				_	_		_	_	
С	VAリスク相当額÷8%	_		_	_	_		_	_	
ジ	央清算機関関連エクスポー /ャー	_		_	_	_		_	_	
	計 (信用リスク・アセット 額)	286,617	9	6,410	3,856	281,183	9	4,672	3,786	
る所要	/ーショナル・リスクに対す 自己資本の額 的手法>	オペレーショナ スク相当額を8 して得た額		所要	更自己資本額	オペレーショナ スク相当額を8 して得た額		所	要自己資本額	
		а		b	=a×4%	а		b=a×4%		
		リスク・アセッ	5,394 小等	市市電	215 連合ご資本額	5,089 リスク・アセット等		ᇙ	203	
	=(==-	(分母)計				(分母)計		所要自己資本額		
	所要自己資本額計	Α	205	B	=A×4%	A	700	В	=A×4%	
I		101,8	305		4,072	99	9,762		3,990	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 - 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 - 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 - 5. 証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取り引きにかかるエクスポージャーのことです。
 - 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過 措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるも のとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
 - 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
 - 8. JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)> 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

3. 信用リスクに関する事項

① 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び三月以上延滞 エクスポージャーの期末残高 (単位:百万円)

				:	令和4年度	Ę			令和3年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち 債券	うち 店頭デリ バティブ	三月以上延 滞エクスポ ージャー	信用リスクに関するエクスポー ジャーの残高	うち貸出金等	うち 債券	うち 店頭デリ バティブ	三月以上延 滞エクスポ ージャー
	玉	内	280,606	33,063	8,103		_	274,785	31,676	6,123	_	_
	玉	外	_	_				_				_
地	域	引残高計	288,618	33,063	8,103	_	_	281,184	31,676	6,123	_	_
		農業	50	50	_	_		54	54	_		_
		林業	_	_	_	_		_	_	_		_
		水産業	_	_	_	_		_	_	_		
		製造業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
		鉱業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
	法	戵•種業	122	_	100	_	_	100		100		
	<i>'</i>	電気・ガス・熱 供給・水道業	2,007	_	2,007	_	_	1,005	_	1,005	_	_
	人	運輸・通信業	55	_		_		113	_	101		_
		金融•保険業	223,340	200	_	_	_	221,288	401	_	_	_
		卸売・小売・飲 食・サービス業	198	7				264	3			_
		日本国政府• 地方公共団体	6,027	5,142	885	_	_	4,623	4,223	400		_
		上記以外	21,127	303	5,110	_	_	20,377	268	4,516	_	
	個	人	27,576	27,358	_	_	_	26,958	26,725	_	_	_
	そ	の他	6,011	_		_		6,399	_			
業	鍾	引残高計	286,618	33,063	8,103	_		281,184	31,676	6,123	_	2
	1:	拟下	221,112	243	100	_		220,949	86	201	_	
	1:	年超3年以下	3,724	621	902	_		1,166	762	402	_	
		年超5年以下	2,398	995	1,402	_		2,506	1,004	1,502	_	
		年超7年以下	2,135	932	1,203	_		2,437	1,033	1,403	_	
		超10年以下	2,666	2,163	502	_		2,110	1,709	401	_	
	10)年超	31,865	27,872	3,992	_	//	29,143	26,931	2,211	_	
	期	ためのないもの	16,605	233	16,605	_		16,470	148	_	_	
列	綍	期別残高計	286,618	33,063	8,103	_		281,184	31,676	6,123	_	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取 引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 - 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取り引きのものをいいます。
 - 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

② 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中 増減額及び貸出金償却の額 (単位:百万円)

					令和	4年度					令和3	3年度		
		区分	贈瘍	肿		減網	欺骗	貸金	贈稿	肿		刺額	欺骑	覚益
		别日次同	墈顖	的朗	その他	别心石	黴	州日次同	墈願	的無	その他	别人次同	黴	
<u> </u>	般	資明引金	86	21	_	86	21		85	86	_	85	86	
個	別	資明 当金	0	0		0	0		0	0		0	0	
		国内	0	0		0	0		0	0		0	0	
		国 外	_	_	_	_	_		_	_		_	_	
		地域別	0	0		0	0		0	0		0	0	
		農業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		林業	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_
		水産業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	法	製造業	_	_		_			_	_		_		
	Ш	鉱業	_	_	_		_		_	_	_	_		
		建設•不動産	_				_		_	_				
		電気・ガス・ 熱供給・水道業					_	_	_	_		_		
	人	運輸・通信業	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_
	^	金融• 保険業	_		_	_	_	_	_	_		_	_	
		卸売・小売・飲食 ・サービス業	_	_	_	_	_	_	_				_	
		その他	_				_	_	_	_		_	_	
	固	人	0	0		0	0	_	0	0		0	0	
	業	種別計	0	0	_	0	0		0	0		0	0	

③ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

			 令和 4 年度		令和3年度		
		格付あり	<u> PM 4 4 度</u> 格付なし	計	格付あり	や利3年度 格付なし	計
	リスク・ウエイト0%	—	9,150	9,150	—	7,471	7,471
	リスク・ウエイト2%	_	_	_	_	_	_
	リスク・ウエイト4%	_	_	_	_	_	_
	リスク・ウエイト 10%	_	26,316	26,316	_	25,741	25,741
	リスク・ウエイト 20%	222,503	585	223,088	219,893	914	220,807
信用リスク	リスク・ウエイト 35%	_	1,308	1,308	_	1,284	1,284
削減効果 勘案後残高	リスク・ウエイト 50%	2,311		2,311	1,411	_	1,411
	リスク・ウエイト 75%		159	159		191	191
	リスク・ウエイト 100%	39	7,107	7,147	46	7,625	7,671
	リスク・ウエイト 150%	_			_	_	_
	リスク・ウエイト 250%	1	16,112	16,112	1	15,586	15,586
	その他	_	1	1	_	1	1
リスク・ウエイト 1250%		_		_	_	_	_
≣†		224,854	60,740	285,596	221,350	58,817	280,167

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付けを使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付けを使用していないものを表示しています。なお、格付けは適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 - 3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 - 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」 を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取り引きをいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がAT又はA3以上、算定基準日に長期格付がBВВ 又は Ваа3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

					`	· · □/J/ J/
		4年度		3年度		
区分	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	_	_	_	_	_	_
我が国の政府関係機関向け	_	_	_	_	_	
地方三公社向け	_	_		_	_	
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け	_	_			_	
法人等向け	4	_		5	_	
中小企業等向け及び個人向け	25	_		18	_	
抵当権住宅ローン	_	_	_	_	_	_
不動産取得等事業向け	_	_	_	_	_	_
三月以上延滞等	_	_		_	_	
証券化		_	_		_	
中央清算機関関連	_		_	_	_	_
上記以外	20		_	6	_	_
合 計	49			29		

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、 主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 - 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 3. 「証券化」(証券化エクスポージャー)とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取り引きにかかるエクスポージャーのことです。
 - 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
 - 5. クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、 当該第三者に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約 に基づく一定金額を受領する取り引きをいいます。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取り引きはありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取り引きはありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取り引きについては企画管理部門が適切な執行をしているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和 4	1 年度	令和 3 年度		
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額	
上場	1,071	1,071	1,017	1,017	
非上場	99	99	99	99	
合 計	1,170	1,170	1,116	1,116	

⁽注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

	令和 4 年度	和 4 年度			令和 3 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益 売却損 償却額				
41	19	_	75	2	_		

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和 4	4 年度	令和 3 年度		
評価益評価損		評価益	評価損		
	259	11	208	55	

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

令和 4	4 年度	令和 3 年度		
評価益	評価損	評価益評価損		
_	_	_	_	

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取り引きはありません。

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間の ミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリ スクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際は、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方法および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明 当 JA では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制の もとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の 金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整 備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明 当 JA は、ALM 委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シ ミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度 毎月末を基準日として、月次でIRRBB を計測しています。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手法を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定方法の概要

当 JA では、市場金利が上下に2%変動した時に発生する経済価値の変化額 (低下額)を金利リスク量として四半期ごとに算出しています。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によ

って随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去 5 年の最低残高、②過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の 50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0~5 年の期間に均等に振り分けて(平均残存 2.5 年)リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提 流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提 を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提 通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮 していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
 - 一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 内部モデルは使用しておりません。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 該当ありません。
- ◇⊿EVEおよび⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利 リスクに関する事項
- ・金利ショックに関する説明リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVEおよび⊿NIIと大きく異なる点特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

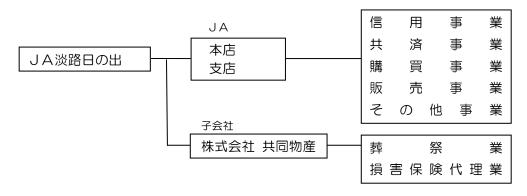
IRRBB1:金利リスク							
項番		⊿E	⊿EVE		⊿NII		
番		当期末	前期末	当期末	前期末		
1	上方パラレルシフト	1,026	713	_	_		
2	下方パラレルシフト	_	_	19	2		
3	スティープ化	1,465	1,187				
4	フラット化	_	_				
5	短期金利上昇	_	_				
6	短期金利低下	33	_				
7	最大値	1,465	1,187	19	2		
		当期末		前其	胡末		
8	自己資本の額	19,085			18,638		

VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

JA淡路日の出のグループは、当JAと子会社 株式会社 共同物産で構成されています。 当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象としております。



(2) 子会社等の状況

(単位:百万円、%)

名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は 出資金	当JAの 議決権比率	子会社等の 議決権比率
株式会社共同物産	淡路市志筑 3112 -14	葬祭業・損害 保険代理業	昭和46年 4月26日	100	99.3	

(3)連結事業概況(令和4年度)

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

令和4年度における連結決算は、子会社 株式会社共同物産を連結しております。 連結決算の内容は、連結経常利益1,092百万円、連結当期剰余金728百万円、連結純 資産19,864百万円、連結総資産287,215百万円で、連結自己資本比率は18.99%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

株式会社 共同物産

令和 4 年度は、葬祭事業の関係において、葬儀会館「やすらぎホール」(洲本・津名・一宮)を中心にPRを行い、利用促進に努めました。この結果、当期利益は 50 百万円となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、%)

項目		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
連	結事業収益	6,388	5,966	6,056	5,677	5,677
	信用事業収益	2,118	2,076	2,123	2,052	2,052
	共済事業収益	794	730	727	720	696
	農業関連事業収益	2,901	2,678	2,670	2,451	2,636
	その他事業収益	573	480	535	453	469
連結経常利益		1,027	846	797	780	1,092
連結当期剰余金		742	675	549	581	728
連結純資産額		17,521	17,647	18,470	19,222	19,864
連結総資産額		264,900	271,835	279,473	281,665	287,215
連結自己資本比率		20.45	19.66	18.53	18.94	18.99

⁽注) 1. 連結当期剰余金は、銀行等の連結当期利益に相当するものです。

^{2. 「}連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5)連結貸借対照表

Ţ-		(単位・日月月)
科目	4年度 (令和5年3月31日)	3年度 (令和4年3月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	267,245	261,389
(1) 現金及び預金	223,243	220,896
(2) 有価証券	9,222	7,215
(3) 貸出金	33,262	31,888
(4) その他の信用事業資産	1,538	1,474
(5) 貸倒引当金	△ 20	∆ 85
	Δ 20	Δ 00
2 共済事業資産	0	0
(1) その他の共済事業資産	0	0
(1) 飞切吧切光消争未复压	U	U
3 経済事業資産	1,192	1,087
(1) 受取手形及び経済事業未収金	497	422
(2) 棚卸資産	248	245
(3) その他の経済事業資産	447	422
(4) 貸倒引当金	0	422 △ 2
(4) 貝倒51日並	U	Δ 2
4 雑資産	212	233
	212	200
5 固定資産	3,131	3,623
(1) 有形固定資産	3,129	3,621
減価償却資産	5,822	5,912
減価償却累計額	△ 4,267	△ 4,187
土地	1,574	1,895
(2) 無形固定資産	2	2
6 外部出資	15,388	15,188
7 繰延税金資産	45	142
資産の部合計	287,215	281,665

		(単位:白万円)
科 目	4年度 (令和5年3月31日)	3年度 (令和4年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	265,513	260,579
(1) 貯金	264,794	259,991
(2) 借入金	40	47
(3) その他の信用事業負債	678	539
2 共済事業負債	596	622
(1) 共済資金	284	309
(2) その他の共済事業負債	312	313
3 経済事業負債	392	374
(1) 支払手形及び経済事業未払金	229	217
(2) その他の経済事業負債	163	157
4 雑負債	394	400
5 諸引当金	454	466
(1) 賞与引当金	67	70
(2) 退職給付に係る負債	216	248
(3) 役員退職慰労引当金	170	147
負債の部合計	267,351	262,443
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	19,633	19,043
(1) 出資金	1,807	1,844
(2) 利益剰余金	17,835	17,206
(3) 処分未済持分	△ 9	△ 6
2 評価・換算差額等	226	174
(1) その他有価証券評価差額金	226	174
3 非支配株主持分	3	3
純 資 産 の 部 合 計	19,864	19,222
負債及び純資産の部合計	287,215	281,665

(6) 連結損益計算書

		(里位:白力円 <u>)</u>
科目	4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	3年度 (自 令3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1 事業総利益	3,167	2,987
(1) 信用事業収益	2,052	2,052
資金運用収益	1,909	1,924
(うち預金利息)	(1,183)	(1,178)
(うち有価証券利息)	(140)	(131)
(うち貸出金利息)	(357)	(372)
(うちその他受入利息)	(228)	(241)
役務取引等収益	30	29
その他事業直接収益	_	_
その他経常収益	112	97
(2) 信用事業費用	420	491
資金調達費用	177	214
(うち貯金利息)	(170)	(206)
(うち給付補填備金繰入)	(3)	(3)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(3)	(3)
役務取引等費用	2	2
その他事業直接費用	0	_
その他経常費用	239	274
(うち貸倒引当金戻入益)	(△64)	(1)
信用事業総利益	1,631	1,561
(3) 共済事業収益	696	720
共済付加収入	652	672
その他の収益	44	48
(4) 共済事業費用	33	35
共済推進費及び共済保全費	31	32
その他の費用	2	3
共済事業総利益	663	685
(5) 購買事業収益	2,435	2,260
購買品供給高	2,284	2,158
購買手数料	67	
その他の収益	82	76
(6) 購買事業費用	1,933	1,816
購買品供給原価	1,849	1,731
購買供給費	36	37
その他の費用	46	48
(うち貸倒引当金戻入益)	_	(0)
購買事業総利益	502	443

科目	4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和43月31日)
(7) 販売事業収益	200	190
販売手数料	111	97
その他の収益	89	93
(8) 販売事業費用	43	82
販売費	23	27
その他の費用	20	54
販売事業総利益	157	107
(9) その他事業収益	469	453
(10)その他事業費用	256	263
その他事業総利益	212	189
2 事業管理費	2,343	2,340
(1) 人件費	1,715	1,713
(2) その他事業管理費	628	627
事業利益	823	646
3 事業外収益	268	263
(1) 受取雑利息	3	3
(2) 受取出資配当金	192	168
(3) その他の事業外収益	73	91
4 事業外費用	2	1
(1) 支払雑利息	1	0
(2) その他の事業外費用	0	1
経 常 利 益	1,092	908
5 特別利益	2	2
(1) 固定資産処分益	_	0
(2) その他の特別利益	2	2
6 特別損失	107	33
(1) 固定資産処分損	8	23
(2) 減損損失	98	9
(3) その他の特別損失	0	1
税金等調整前当期利益	987	877
法人税・住民税及び事業税	181	212
法人税等調整額	77	△ 76
法人税等合計	258	135
当期利益	729	742
非支配株主に帰属する当期利益	0	0
当期剰余金	728	741

(7) 連結剰余金計算書

科目	令和4年度	令和3年度	
(資本剰余金の部)			
1 資本剰余金期首残高	_	_	
2 資本剰余金増加高	_	_	
3 資本剰余金減少高	_	_	
4 資本剰余金期末残高	_	_	
(利益剰余金の部)			
1 利益剰余金期首残高	17,206	16,529	
2 利益剰余金増加高	728	741	
当期剰余金	728	741	
3 利益剰余金減少高	99	65	
配当金	99	65	
4 利益剰余金期末残高	17,835	17,206	

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書(間接法)

(単位:百万円) 4 年度 3 年度 科 (自 令和4年4月1日 自 令和3年4月1日 令和5年3月31日) 令和4年3月31日) 事業活動によるキャッシュ・フロー 987 877 税金等調整前当期利益 163 190 減価償却費 61 減損損失 9 貸倒引当金の増減額(△は減少) 1 \triangle 65 賞与引当金の増減額(△は減少) \triangle 2 0 退職給付に係る負債の増減額(△は減少) △ 31 \triangle 12 その他引当金等の増減額(△は減少) 22 \triangle 4 信用事業資金運用収益 △ 1.676 △ 1.679 信用事業資金調達費用 174 210 受取雑利息及び受取出資配当金 △ 195 △ 171 支払雑利息 0 0 有価証券関係損益(△は益) △ 20 2 固定資産売却損益(△は益) 8 23 その他 5 △ 239 (信用事業活動による資産及び負債の増減) 貸出金の純増(△)減 △ 1,373 246 預金の純増(Δ)減 $\triangle 2.610$ △ 1.590 1,552 貯金の純増減(△) 4,802 △ 7 信用事業借入金の純増減(△) \triangle 7 △ 56 その他の信用事業資産の純増減 92 その他の信用事業負債の純増減 139 △ 178 (共済事業活動による資産及び負債の増減) 共済貸付金の純増(△)減 共済借入金の純増減(△) △ 25 共済資金の純増減(△) 236 未経過共済付加収入の純増減 \triangle 1 \triangle 5 0 0 その他の共済事業資産の純増減 その他の共済事業負債の純増減 0 0 (経済事業活動による資産及び負債の増減) △ 75 受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減 15 △ 34 59 経済受託債権の純増減 棚卸資産の純増(△)減 \triangle 3 6 11 支払手形及び経済事業未払金の純増減(△) \triangle 15 7 △ 27 経済受託債務の純増減 9 13 その他の経済事業資産の純増減 0 その他の経済事業負債の純増減 \triangle 1

	4 年度	3 年度
科目	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減	21	43
その他の負債の純増減	36	△ 68
信用事業資金運用による収入	1,670	1,730
信用事業資金調達による支出	△ 174	△ 258
共済貸付金利息による収入	_	_
共済借入金利息による支出	_	_
事業分量配当金の支払額	△ 53	△ 29
小計	1,711	1,021
雑利息及び出資配当金の受取額	195	171
雑利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	△ 222	△ 192
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,684	1,000
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 2,270	△ 1,504
有価証券の売却による収入	155	579
有価証券の償還による収入	200	300
補助金の受入れ等による収入	0	1
固定資産の取得による支出	△ 41	△ 31
固定資産の売却による収入	299	△ 19
外部出資による支出	△ 200	△ 213
外部出資の売却等による収入		
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,856	△ 887
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	46	23
出資の払戻しによる支出	△ 82	△ 31
持分の取得による支出	△ 9	△ 6
持分の譲渡による収入	6	7
出資配当金の支払額	△ 45	△ 36
少数株主への配当金支払額	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 85	△ 44
4 現金及び現金同等物の増加額(減少額)	△ 257	68
5 現金及び現金同等物の期首残高	710	647
6 現金及び現金同等物の期末残高	453	716

(注)現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	(令和4年度)	(令和3年度)
現金および預金勘定	223,243	220,896
別段預金及び定期性預金	△ 222,790	△ 220,180
現金および現金同等物	453	716

(9) 連結注記表

連結注記表《令和4年度》

- 1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結される子会社・子法人等・・・・・1社

株式会社 共同物産

- ② 非連結子会社・子法人等・・・・・・該当ありません
- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法適用の関連法人等・・・・・・該当ありません
 - ② 持分法非適用の関連法人等・・・・・1 社

鮎原物産株式会社

持分法非適用関連法人等は、小規模であり、当年度純損益および剰余金(いずれも持分に見合う)からみて、当JAからの当該会社への出資金を加えた額からみて、連結から除いても連結計算書類に重要な影響をあたえないため、連結の対象から除いています。

- (3) 連結される子会社および子法人等の事業年度に関する事項
 - ① 連結される子会社の事業年度は、連結決算日と一致しております。
- (4) 連結される子会社および子法人等の資産および負債の評価に関する事項
 - ① 全面時価評価法により評価しています。
- (5) 連結調整勘定の償却方法および償却期間 該当事項はありません。
- (6) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
 - ① 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲
 - ① 現金および現金同等物の期末残高(連結)貸借対照表に掲記されている科目の額との関係

現金および預金勘定 223,243,500 千円 別段預金および定期性預金 <u>△222,790,330</u> 千円 現金および現金同等物 453,170 千円

2 継続組合の前提に関する注記

継続組合の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況はありません。

3 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準および評価方法
 - ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法
 - ア 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)により評価しています。

イ 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

- ウ その他有価証券
 - 時価のあるもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の種類	評 価 方 法
購買品	総平均法に基づく原価法。
家畜	個別法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成 10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権(要管理債権を含む。)については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程および資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益および費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、 当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者 等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認 識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

ライスセンター・ミニライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「O」で表示しています。また、金額の全くないものは「一」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、 各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

4 会計上の見積りに関する注記

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 124,874 千円 (繰延税金負債との相殺前)
 - ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の 見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和2年6月に作成した第9次3か年事業経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 98.347 千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから 概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを 最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和2年6月に作成した第9次3か年事業経営計画等を勘案して算出しており、第9次3か年事業経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位:千円)

項目	金額
建物	168,114
機械装置	1,213,636
車輛運搬具	7,190
器 具 備 品	16,763
合 計	1,405,703

(注) 平成5年10月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済の担保として、定期預金 1,400,000 千円、当座貸越の担保として、 定期預金 800,000 千円を差し入れています。 【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額】

(3) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および 貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位:千円)

項目	金額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	81,565
危険債権	22,648
三月以上延滞債権	_
貸出条件緩和債権	_
合 計	104,213

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻 に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1) および(2)に掲げるものを除く)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)および(3)に掲げるものを除く)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

6 連結損益計算書に関する注記

【減損損失】

- (1)減損損失に関する注記
 - ① グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗、農業関連施設、生活関連施設については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸資産)については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

② 減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

(単位:千円)

用 途	種	類	場	所	金	額
遊休資産	土地およ	び建物	洲本市五	色町都志	内訳(土地(建物	22,297 12,628) 9,669)
遊休資産	土地•建物 器具值		洲本市五	色町鮎原		25,698 6,941) 18,663) 備品 92)
遊休資産	土	地	淡路下	市大町		5,502
遊休資産	土	地	淡路下			999

遊休資産	土地	淡路市野田尾	60
賃貸資産	土地および建物	淡路市岩屋	5,398 内訳(土地 2,362) (建物 3,035)
事業用資産	土地	淡路市江井	19,375
事業用資産	土地・建物および 構築物	淡路市長澤	19,014 内訳(土地 13,641) (建物 3,951) (構築物 1,421)

③ 減損損失の認識に至った経緯

遊休資産については、処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。

賃貸資産については、事業用資産として使用しなくなり、収益性が著しく低下したため、減損損失を認識しました。

事業用資産については、現在畜産センターとして利用していますが、翌年度に処分を 予定していることから、処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。

④ 回収可能価額の算定方法等

遊休資産、賃貸資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づいて算定しています。

事業用資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は売却 予定額に基づいて算定しています。

7 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、 また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、 株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、債券、株式であり、満期保有目的および純投資目的(その他有価証券) で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動 リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し、同課の審査部門が各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行をしているかどうかをチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

○ 市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。 当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、 預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金で す。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる 金利が 0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 7,409 千円減少する ものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他の リスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額も含めて計算 しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、 安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を 行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、 運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が ない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該 価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場 合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位:千円)

種類	貸借対照表計上額	時 価	差額
預金	222,909,201	222,898,665	△10,535
有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	9,222,252 6,398,290 2,823,962	9,139,862 6,315,900 2,823,962	△82,390 △82,390 —
貸出金 貸倒引当金(*) 貸倒引当金控除後	33,262,056 △20,645 33,241,411	 33,999,130	— — 757,718
資 産 計	265,372,864	266,037,658	664,793
貯金	264,794,729	264,996,418	201,689
負 債 計	264,794,729	264,996,418	201,689

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから 当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算出しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を 控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	(十 <u></u>
種類	貸借対照表計上額
外 部 出 資	15,388,362
合 計	15,388,362

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

種	類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金		222,909,201	_	_			
の債券	発有目的 2有価証 5満期が	100,000	300,000 —	600,000 —	600,000 300,000	500,000 —	4,300,000 1,400,000
貸出金(*1、*2))	2,422,588	1,947,711	1,845,535	1,733,826	1,625,281	23,665,642
合	計	225,431,789	2,247,711	2,445,535	2,633,826	2,125,281	29,365,642

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 217,718 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 21,470 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

種	類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
貯金	(*)	259,459,396	3,586,146	1,555,650	96,252	44,710	202,379
合	計	259,459,396	3,586,146	1,555,650	96,252	44,710	202,379

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項
 - ① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類		貸借対照表 計上額	時 価	差額
0+ /T 48/45 /H ++ ID ==	地方債	2,095,344	2,182,310	86,965
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	1,200,686	1,242,750	42,063
日上限と恒元ののの	小計	3,296,031	3,425,060	129,028
時価が貸借対照表	地方債	200,000	170,590	△29,410
計上額を超えないも	社債	2,902,259	2,720,250	△182,009
0	小計	3,102,259	2,890,840	△211,419
合 計		6,398,290	6,315,900	△82,390

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類類		取得原価または 償却原価(*1)	貸借対照表 計上額	評価差額 (*2)
	株式	605,035	864,647	259,611
(\(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac	債券	1,184,517	1,262,830	78,312
貸借対照表計上額が 取得原価または償却	国債	884,600	932,980	48,379
原価を超えるもの	地方債	199,916	225,020	25,103
	社債	100,000	104,830	4,830
	小 計	1,789,552	2,127,477	337,924
(\(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac	株式	218,205	206,775	△11,430
貸借対照表計上額が 取得原価または償却	債券	503,825	489,710	△14,115
取付 別価 よ た は 慢 却 原価 を 超 え な い も の	社債	503,825	489,710	△14,115
33.,2 2,2.000	小 計	722,030	696,485	△25,545
合	+	2,511,583	2,823,962	312,379

- (*1)上記取得価額または償却原価は減損処理後の価額です。
- (*2)上記評価差額から繰延税金負債 85,779 千円を差し引いた額 226,599 千円が、 「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

種	類	売却額	売却益	売却損
株	式	127,660	41,491	19,440
合	計	127,660	41,491	19,440

(3) 当年度中において減損処理を行った有価証券

当年度中において、28,465 千円(うち、その他有価証券の株式 28,465 千円)減損処理を行っています。

時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、 時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもっ て貸借対照表価額とするとともに、当該差額を減損処理しています。

なお、減損処理にあたっては、当期末における時価が取得原価または償却原価に比べ 50 %以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

9 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国 共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度および一般財団法人全国 農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用していま す。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は 124,555 千円です。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要 支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項目	金額
①期首における退職給付引当金	248,351
②退職給付費用	47,675
③退職給付の支払額	△48,183
④確定給付型年金制度への拠出金	△31,345
⑤期末における退職給付引当金	216,498

(3) 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

	(十世・119
項目	金額
①退職給付債務	733,256
②確定給付型年金制度の積立額	△516,758
③未積立退職給付債務(①+②)	216,498
退職給付引当金	216,498

(4) 退職給付に関連する損益

(単位:千円)

項	E	金	額	
①勤務費用			47,67	75

⁽注)農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金7,888千円は「厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金19,239千円を含めて計上しています。

なお、同組合から示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務 負担金の将来見込額は、172,252千円となっています。

10 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位:千円)

	主 な 内 訳	当期末
	未払事業税	10,901
4.5	賞与引当金	18,572
繰	退職給付引当金	60,367
延	役員退職慰労引当金	47,611
税	固定資産圧縮	4,090
金	固定資産減損	43,776
資	そ の 他	8,817
産	小 計	206,504
	評価性引当額	△75,662
	合 計	130,841
負債	その他有価証券評価差額金	△85,779
債 税 金	合 計	△85,779
繰延税	金資産の純額	45,061

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位:%)

	項 目	当	期	末
法是	定実効税率			27.46
	交際費等永久に損金に算入されない項目			0.98
=⊞	受取配当金等永久に益金に算入されない項目			△3.02
調	事業分量配当金			△1.60
整	住民税均等割			0.47
	評価性引当額の増減			1.85
	その他			0.06
税如	効果会計適用後の法人税等の負担率			26.20

11 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています

連結注記表《令和3年度》

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結される子会社・子法人等・・・・・1 社 株式会社 共同物産
 - ② 非連結子会社・子法人等・・・・・・該当ありません
- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法適用の関連法人等・・・・・・該当ありません
 - ② 持分法非適用の関連法人等・・・・・1 社

鮎原物産株式会社

持分法非適用関連法人等は、小規模であり、当年度純損益および剰余金(いずれも持分に見合う)からみて、当JAからの当該会社への出資金を加えた額からみて、連結から除いても連結計算書類に重要な影響をあたえないため、連結の対象から除いています。

- (3) 連結される子会社および子法人等の事業年度に関する事項
 - ① 連結される子会社の事業年度は、連結決算日と一致しております。
- (4) 連結される子会社および子法人等の資産および負債の評価に関する事項
 - ① 全面時価評価法により評価しています。
- (5) 連結調整勘定の償却方法および償却期間

該当事項はありません。

- (6)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
 - ① 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲
 - ① 現金および現金同等物の期末残高(連結)貸借対照表に掲記されている科目の額との関係 (単位:百万円)

現金および預金勘定 220,896 別段預金および定期性預金 △220,180

現金および現金同等物

716

2 継続組合の前提に関する注記

継続組合の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況はありません。

3 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準および評価方法
 - ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法
 - ア 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)により評価しています。

イ 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

- ウ その他有価証券
 - 時価のあるもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の種類	評 価 方 法		
購買品	総平均法に基づく原価法。		
家畜	個別法に基づく原価法		

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成 10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権(要管理債権を含む。)については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程および資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に 基づき計上しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日) および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、 当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等 に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識し ています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

ライスセンター・ミニライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産 に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「O」で表示しています。また、金額の全くないものは「一」で表示しています。

(7) その他計算書類等作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、 各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

4 会計方針の変更に関する注記

【収益認識会計基準等の適用に伴う変更】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1)代理人取引に係る収益認識

財またはサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の購買事業収益および購買事業費用がそれぞれ 185 百万円減少しています。

これにより、購買事業総利益、事業利益、経常利益および税引前当期利益に与える影響はありません。

【時価の算定に関する会計基準等の適用に伴う変更】

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

5 会計上の見積りに関する注記

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 200百万円 (繰延税金負債との相殺前)
 - ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の 見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和2年6月に作成した第9次3か年事業経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 9百万円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから 概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを 最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和2年6月に作成した第9次3か年事業経営計画等を勘案して算出しており、第9次3か年事業経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度 以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

6 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位:百万円)

項目	金額
建物	168
機械装置	1,213
車輛運搬具	7
器 具 備 品	16
合 計	1,405

(注) 平成5年10月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金 2,200 百万円を差し入れています。

【債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号木(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額】

(3) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および 貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位:百万円)

項目	金額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	90
危険債権	35
三月以上延滞債権	_
貸出条件緩和債権	40
合 計	166

(注)

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権(1) 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に 陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)および(2)に掲げるものを除く)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)および(3)に掲げるものを除く)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

7 連結損益計算書に関する注記

【減損損失】

- (1) 減損損失に関する注記
 - ① グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗、農業関連施設、生活関連施設については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。同様に畜産事業関連施設についても組合事業全体のブランド向上に役立っており、JA全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していることから共用資産と認識しています。

② 減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

(単位:百万円)

用途	種	類	場所	金	額
賃貸不動産	土	地	淡路市浅野南		9

③ 減損損失の認識に至った経緯

上記資産については、地価の下落および賃貸料水準の下落に伴い収益性が著しく低下 したため、減損損失を認識しました。

④ 回収可能価額の算定方法等

上記資産の回収可能価額については、使用価値を採用しており、適用した割引率は5.784%です。

8 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、 また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、 株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、債券、株式であり、満期保有目的および純投資目的(その他有価証券) で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動 リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し、同課の審査部門が各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行をしているかどうかをチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

○ 市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。 当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、 預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金で す。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理 的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量 的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が 0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 28 百万円減少するものと把握して います。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他の リスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額も含めて計算 しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、 安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を 行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、 運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額	時 価	差額
預金	220,598	220,601	3
有価証券	7,215	7,356	141
満期保有目的の債券	4,905	5,047	141
その他有価証券	2,309	2,309	_
貸出金	31,888	_	_
貸倒引当金(*1)	△85	_	_
貸倒引当金控除後	31,803	32,993	1,190
資 産 計	259,617	260,951	1,334
貯金	259,991	260,187	196
負 債 計	259,991	260,187	196

^(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

株式は取引所の価格によっています。

債券は取引金融機関等から提示された価格、または、日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算出しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を 控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ

・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額
外 部 出 資(*1)	15,188
合 計	15,188

(*1)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

種類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
預金	220,598	_	_	_		
有価証券 満期保有目の債券 その他有価	200	100	300	600	600	3,100
券のうち満期 あるもの		_	_	_	300	900
貸出金 (*1、*2、*3)	2,283	2,010	1,760	1,667	1,521	22,624
合 計	223,082	2,110	2,060	2,267	2,421	26,624

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 232 百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 19百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

種	類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	(*1)	252,964	3,762	2,904	185	75	205
合	計	252,964	3,762	2,904	185	75	205

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

9 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項
 - ① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

				(手匹・ロハロ
種 類		貸借対照表 計上額	時 価	差額
计压机设计计图曲	地方債	1,901	2,012	110
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	1,403	1,464	61
11 工限 色 / (2 0 0 0 0)	小計	3,305	3,476	171
時価が貸借対照表	地方債	200	189	△10
計上額を超えないも	社債	1,400	1,381	△19
の	小計	1,600	1,570	△30
숨 計		4,905	5,047	141

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

種	頂	取得原価または 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額 (*)
	株式	680	888	208
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	債券	999	1,089	89
貸借対照表計上額が 取得原価または償却	国債	399	443	43
原価を超えるもの	地方債	199	232	32
	社債	400	413	13
	小 計	1,679	1,977	297
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	株式	184	128	△55
貸借対照表計上額が 取得原価または償却	債券	203	202	△1
取得原価なたは慎却 原価を超えないもの	社債	203	202	△1
3, (a. 2, 2, 2, 0, 0, 1, 0, 0)	小 計	388	331	△56
合 計		2,068	2,309	241

^(*)上記評価差額から繰延税金負債 66,198 千円を差し引いた額 174,874 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

種	類	売却額	売却益	売却損
株	式	654	75	2
合	計	654	75	2

10 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国 共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度および一般財団法人全国 農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用していま す。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は127百万円です。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を 退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	(十世・日/513/
項目	金額
①期首における退職給付引当金	260
②退職給付費用	47
③退職給付の支払額	△28
④確定給付型年金制度への拠出金	△31
⑤期末における退職給付引当金	248

(3) 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:百万円)

	<u> </u>
項目	金額
①退職給付債務	786
②確定給付型年金制度の積立額	△538
③未積立退職給付債務(①+②)	248
退職給付引当金	248

(4) 退職給付に関連する損益

(単位:百万円)

	項		Í	金	額	
①勤務費用						47

⁽注)農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金9百万円は「厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金19百万円を含めて計上しています。

なお、同組合から示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務 負担金の将来見込額は、201百万円となっています。

11 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は、次のとおりです。

(単位:百万円)

		(— E · D/515		
	主 な 内 訳	当 期 末		
	未払事業税	13		
4.5	賞与引当金	19		
繰	退職給付引当金	69		
延	役員退職慰労引当金	41		
税	固定資産圧縮	4		
金	固定資産減損	106		
資	そ の 他	15		
産	小 計	269		
_	評価性引当額	△61		
	合 計	208		
負債	その他有価証券評価差額金	△66		
債 危 金	合 計	△66		
繰延税金資産の純額		142		

(2) 法定実効税率

(単位:%)

	項 目		当	期	末
法是	法定実効税率				27.46
	交際費等永久に損金に算入されない項目				0.72
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目				△3.04
=⊞	事業分量配当金				△1.67
同	調 住民税均等割				0.53
整	評価性引当額の増減				△8.48
上	税額控除				0.00
	未払法人税等の残額戻入				0.00
	その他				△0.03
税如	税効果会計適用後の法人税等の負担率				15.49

12 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位:百万円)

区分	4 年度	3 年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	81	90	△9
危険債権額	22	35	△12
要管理債権額	0	40	△40
うち三月以上延滞債権額	_	_	_
うち貸出条件緩和債権額	_	40	△40
合 計(A)	104	166	△62
うち担保・保証付債権額(B)	104	166	△62
担保・保証控除後債権額(C)	_	_	_
個別計上貸倒引当金残高(D)	_	_	_
差 引 額(E)=(C)-(D)	_	_	_
一般計上貸倒引当金残高	20	85	△65
正常債権額	33,177	31,742	1,434

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三カ月以上延滞債権」と5.「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

7. 担保 • 保証付債権額

農協法に基づく開示のうち、貯金・定期積金、有価証券(上場公社債、上場株式)及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の債権についての当該担保・保証相当額です。

8. 個別計上貸倒引当金残高

農協法に基づく開示のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。

9. 担保 • 保証控除後債権額

農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権金残高です。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

区分	項目	4 年度	3 年度
	事業収益	2,052	2,052
信用事業	経常利益	929	855
	資産の額	267,245	261,389
	事業収益	696	720
共 済 事 業	経常利益	252	273
	資産の額	0	0
	事業収益	2636	2,451
農業関連事業	経常利益	0	△197
	資産の額	1,192	1,087
	事業収益	469	453
その他事業	経常利益	△89	△22
	資産の額	18,777	19,187
	事業収益	5,854	5,677
計	経常利益	1,092	908
	資産の額	287,215	281,665

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和5年3月末における連結自己資本比率は、18.99%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	淡路日の出農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に 算入した額	1,807 百万円

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

	邻	4年度	令和3年度	
項 目		経過措置によ る不算入額		経過措置によ る不算入額
コア資本にかかる基礎項目				_
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	19,440		18,944	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,807		1,844	
うち、再評価積立金の額	_			
うち、利益剰余金の額	17,753		17,206	
うち、外部流出予定額(△)	111		99	
うち、処分末済持分	9		△6	
コア資本に算入される評価・換算差額等	_		_	
うち、退職給付に係るものの額	_		1	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	_			
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	21		86	
うち、一般貸毀に当金コア資本算入額	21		86	
うち、適格引当金コア資本算入額	_		_	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_			
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		_	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		_	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		_	
コア資本にかかる基徳頁目の額(イ)	19,461		19,030	
コア資本にかかる調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1	_	2	_
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	_	_		_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	_	2	_
操延税金資産(一時差異に係るものを除く。) の額	_	_	_	_
適格引当金不足額	_	_		_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		_	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_	_	_
退職給付に係る資産の額	_	_	_	_
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	_	_	_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		_	_	_
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	_	_	_
特定項目に係る10パーセント基準品圏額		_	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_	_	_
特定項目に係る15パーセント基準超過額		_		
			_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				

		令和	4年度	令和	3年度			
項			経過措置によ る不算入額		経過措置によ る不算入額			
うち、繰延税金資産(一時差異に係るもの	かに限る。)に関連するものの額	_	_	_	_			
コア資本に係る調整項目の額		1		2				
自己資本								
自己資本の額((イ)一(ロ))	(/\)	19,459		19,028				
リスク・アセット等								
信用リスク・アセットの額の合計額	96,808		95,075					
うち、経過措置によりリスク・アセットの	△301		△602					
うち、無形固定資産(のれん及びモ のを除く)								
うち、繰延税金資産								
うち、退職給付に係る資産								
うち、他の金融機関等向けエクスホ	ページャー	△301		△602				
うち、土地再評価額と再評価直前の	帳簿価格の差額に係るものの額							
うち、上記以外に該当するものの額	In the second se			_				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8	3パーセントで除して得た額	5,656		5,348				
信用リスク・アセット調整額								
オペレーショナル・リスク相当額問整額		_						
リスク・アセット等の額の合計額	102,464		100,424					
連結自己資本比率	連結自己資本比率							
連結自己資本比率((ハ)/(二))		18.99		18.94				

(注)

- 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しています。
- 2. 当連携グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 3. 当連携グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

令和4年度 令和3年度 リスク・アセッ 所要自己資本額 エクスポージャ リスク・アセッ エクスポージャ 所要自己資本額 信用リスク・アセット 一の期末残高 一の期末残高 卜額 b=a×4% 卜額 а b=a×4% 297 瑰金 334 我が国の中央政府及び中央銀 885 400 行向け 外国の中央政府及び中央銀行 向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 7,931 6,774 外国の中央政府等以外の公共 部門付 国際開発銀行向け 1,200 120 4 1,200 120 4 地方公共団体金融機構向け 100 10 0 100 10 0 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関及び第一種金融商品 22,912 44,582 1,783 220,601 44,120 1,764 取業者向け 法人等向け 2.366 1.210 48 1.467 749 29 443 119 4 502 143 5 中小企業等向け及び個人向け 1.475 458 18 1.413 449 17 抵当権付住宅ローン 不動産取得等事業向け 0 三月以上延滞等 1 1 178 35 1 206 1 取立未済手形 41 25,261 2,501 100 24,691 2,444 97 信用保証協会等保証付 株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付 共済約款貸付 出資等 1,327 1,327 53 1,368 1,368 54 (うち出資等のエクスポージ 1,327 1,327 53 1,368 1,368 54 (うち重要な出資のエクスポ ージャー) 22,592 46,759 46,229 1,870 22,548 1.849 上記以外 (うち他の金融機関等の対象 資本等調達手段のうち対象普 通出資等及びその他外部TL 2.756 70 1.102 110 702 1.755 AC関連調達手段に該当する もの以外のものに係るエクス ポージャー) (うち農林中央金庫又は農業 協同組合連合会の対象資本調 15,085 37,712 1,508 15,086 37,715 1,508 達手段に係るエクスポージャ (うち特定項目のうち調整項 328 131 13 209 522 20 目に算入されない部分に係る エクスポージャー)

(うち総株主等の議決権の目分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連制達手段に関するエクスポーシャー)			_	Ì	_			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	——————————————————————————————————————		_	1	_			_
(うち上記以外のエクスポー ジャー)	6,272	5	,961	238	6,551	6,:	236	249
証券化	_		_	_	_		_	_
(うちSTC要件適用分)	+ _	 					_	
(うち非STC適用分)	-	1						
					_			
再証券化		ļ		_	_		_	
リスク・ウェイトのみなしま 算が適用されるエクスポーシャー			_	_	_		_	_
(うちルックスルー方式)	_		_	_			_	_
(うちマンデート方式)	_			_	_			_
(うち蓋然性方式 250%)					_			
(うち蓋然性方式 400%)	+ _				_			
	_							
(うちフォールバック方式)				_	_			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるものの 額			_	_	_		_	_
他の金融機関等の対象資本調 達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	_		301	12	_	(602	24
標準的手法を適用するエクスポージャー別計			_	_	_		_	_
CVAリスク相当額÷8%	<u> </u>		_	_	_		_	_
中央清算機関関連エクスポージャー			_				_	_
合計 (信用リスク・アセットの 額)	287,008	96	,808	3,872	281,575	95,	075	3,803
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショ ・リスク相 8%で除して	当額を	所要	自己資本額	オペレーショ リスク相当額 で除して得た	を8%	所要的	自己資本額
	а		b=	=a×4%	а		b	=a×4%
	5	5,656		226		5,348		213
所要自己資本額†	リスク・アセ (分母)言	ット等	所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母)計		所要自己資本額	
	А		b:	=A×4%	A		b=A×4%	
	102	2,464		4,098	100,424		4,016	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原工クスポージャーの種類ごとに記載しています。
 - 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、 具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 - 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 - 5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取り引きにかかるエクスポージャーのことです。
 - 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置 によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリ スク・アセットの額に算入したものが該当します。
 - 7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 - 8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で信用事業を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 16)をご参照ください。

(注)単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

			令	和4年度				令	和3年度		
		開リスクに関するエクスポージャーの第	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デ リバティブ	三月以上延 滞エクスポ ージャー	開リスクに関するエクスポージャーの病	うち貸出 金等	うち債券	うち店頭 デリバテ ィブ	三月以上延 滞エクスポ ージャー
Ξ	内	280,508	33,063	8,103	_	0	274,687	31,676	6,123	_	0
∄	外	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_
地:	域別残高計	287,008	33,063	8,103	_	0	281,575	31,676	6,123	_	0
	農業	50	50	_	_	_	54	54	_	_	_
	林業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	水産業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	製造業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	鉱業	_	_	_	_		_	_	_	_	_
法	土 一	122	_	100	_	_	100	_	100	_	_
	電気・ガス・熱供 給・水 洋	2,007	_	2,007	_	l	1,005	ı	1,005	_	_
人	運輸・通言業	55	_	_	_		113	_	101	_	_
	金融·保業	223,340	200	1	_	l	221,289	401	_	_	_
	卸売・小売・飲食・ サービス業	198	7	1	_	-	264	3	_	_	_
	日本国政府•地方公共団体	6,027	5,142	885	_	_	4,623	4,223	400	_	_
	上記以外	21,127	303	5,110	_	_	20,278	268	110	_	_
但	人	27,576	27,358	_	_	_	26,958	26,725	_	_	_
7	で他	6,499	_	_	_	_	6,888	_	_	_	_
業	種別残高計	287,008	33,063	8,103	_	_	281,575	31,676	6,123	_	_
1	年以下	221,112	243	100	_		220,951	86	201	_	
1	年超3年以下	3,724	621	902	_		1,166	762	402	_	
3	年超5年以下	2,398	995	1,402	_		2,506	1,004	1,502	_	
5	年超7年以下	2,135	932	1,203	_		2,437	1,033	1,403	_	
7	年超10年以下	2,666	2,163	502	_	/	2,110	1,709	401	_	
10	D年超	31,865	27,872	3,992	_		29,143	17,941	2,211	_	
期	の定めのないもの	16,605	233	_	_		16,371	148	_	_	
残	期間限高計	287,008	33,063	8,103	_		281,575	31,676	6,123	_	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトの みなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを 除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 - 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取り引きのものをいいます。
 - 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞 しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額 及び貸出金償却の額 (単位:百万円)

				邻	1年度					令和3	3年度	<u> </u>	
	区分	贈瘍	期中撤顧	期中	刺額	賺瘍	鑑	贈瘍	期期額	期中间	刺額	賺殤	鑑
		#1007/10		的拥	その他		黴	#11=172(10)	*XTT1/EULIC!	的拥	その他		黴
一般貸	11111111111111111111111111111111111111	86	21	_	86	21		85	86	_	85	86	
個別貸	1981	0	0	_	0	0		0	0	_	0	0	
	国内	0	0	_	0	0		0	0	_	0	0	
	国外				_				_		_	_	
	地蜴計	0	0		_	0		0	0		0	0	
	農業			_	_	_	_	_	_	_		_	_
	林業			_	_	_	1		_	_	_	_	_
	水産業				_				_		_	_	_
	製造業	_	_		_			_	_		_	_	_
	鉱業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
法	建設・不動産業	_	_	_	_		_	_	_		_	_	_
	載·加·熱쌺·水 選	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
人	運輸 • 通信 業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	金融 • 保険 業	-	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_
	號・小売・館・サービン業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	その他		_	_	_	_			_	_	_	_	_
	個 人	0	0	_	0	0	_	0	0	_	0	0	_
業	種別計	0	0	_	0	0		0	0	_	0	0	

④ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位:百万円)

			令和4年度			令和3年度	:
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
	リスク・ウエイト0%	-	9,151	9,151	-	7,472	7,472
	リスク・ウエイト2%	_	_	_	_	_	_
	リスク・ウエイト4%	_	_	_	_	_	_
	リスク・ウエイト 10%	_	26,316	26,316	_	25,741	25,741
	リスク・ウエイト 20%	222,503	587	223,090	219,893	915	220,808
信用リスク削減効果	リスク・ウエイト 35%		1,308	1,308	ı	1,284	1,284
勘案後残高	リスク・ウエイト 50%	2,311	_	2,311	1,411	_	1,411
	リスク・ウエイト 75%	_	159	159	1	191	191
	リスク・ウエイト 100%	39	7,490	7,529	46	8,007	8,053
	リスク・ウエイト 150%	1	1	1	1	_	-
	リスク・ウエイト 250%	-	16,118	16,118	-	15,595	15,595
	その他	-	1	1	-	2	2
リスク・・	ウエイト1250%	_	_	_	_	_	_
	計	224,854	61,133	285,987	221,350	59,209	280,560

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 - 3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 - 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250% を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 95)をご参照ください。

② **信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの**額 (単位:百万円)

	<u> </u>	100-27	VIV 2 Y		\—	7 · 🗆/기 기/
		令和4年度			令和3年度	
区分	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け			_			_
我が国の政府関係機関向け		_	_	_	_	
地方三公社向け		_	_	_	_	_
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け			_			
法人等向け	4	_	_	5	_	_
中小企業等向け及び個人向け	25	_	_	18	_	_
抵当権住宅ローン		_	_	_	_	_
不動産取得等事業向け		_	_	_	_	_
三月以上延滞等		_	_	_	_	_
証券化	_	_	_	_	_	_
上記以外	20	_	_	6	_	_
合 計	49	_	_	29	_	

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、 主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 - 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務 者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」 等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 3. 「証券化」(証券化エクスポージャー)とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取り引きにかかるエクスポージャーのことです。
 - 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府 等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等) が含まれます。
 - 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、当該第三者に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取り引きをいいます。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 該当する取り引きはありません。

①オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項 該当する取り引きはありません。
- (7) オペレーショナル・リスクに関する事項
 - 連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 16)をご参照ください。
- (8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
 - ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要 連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社 においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理 の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 97)をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和 4	1 年度	令和 3	3年度
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	1,071	1,017	1,017	1,017
非上場	_	_	_	_
合 計	1,071	1,071	1,017	1,017

⁽注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価の無いものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

Ť	和 4 年度			令和3年	 → → → → → → → → →
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
41	19	28	75	2	_

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (その他有価証券の評価損益等) (単位:百万円)

令和 4 年	手 度	令和 3 年度			
評価益	評価損	評価益	評価損		
259	11	208	55		

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等) (単位: 百万円)

令和 4 4	年度	令和	03年度
評価益	評価損	評価益	評価損
_	_	_	_

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 該当する取り引きはありません。

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定方法は、JAの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定方法は、単体の開示内容(P. 88)をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRE	BB1:金利リスク				
項番		⊿E	EVE		IIVI
番		令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	1,026	713	_	_
2	下方パラレルシフト	_	_	19	2
3	スティープ化	1,465	1,187		
4	フラット化	_	_		
5	短期金利上昇	_	ĺ		
6	短期金利低下	33	ĺ		
7	最大値	1,465	1,187	19	2
		令和4	4年度	令和	3年度
8	自己資本の額		19,085		18,638

<法定開示項目掲載ページー覧>

農協法による開示基準対比での掲載ページ

No.	開 示 基 準 項 目	掲 載 ページ
	I. 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目	
1	業務の運営の組織	33
2	理事及び監事の氏名及び役職名	35
3	会計監査人の氏名又は名称	71
4	事務所の名称及び所在地	36
5	特定信用事業代理業者に関する事項	37
6	主要な業務の内容	22
7	事業の概況	4
8	直近5事業年度における業務の状況を示す指標 (1)経常収益 (2)経常利益又は経常損失 (3)当期剰余金又は当期損失金 (4)出資金及び出資口数 (5)純資産額 (6)総資産額 (7)貯金等残高 (8)貸出金残高 (9)有価証券残高 (10)単体自己資本比率 (11)剰余金の配当の金額 (12)職員数	73
9	直近2事業年度の事業の状況を示す指標 (1) 主要な業務の状況を示す指標 (2) 貯金に関する指標 (3) 貸出金等に関する指標 (4) 有価証券に関する指標	76
10	リスク管理の体制	17
11	法令遵守の体制	19
12	中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	14
13	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	19
14	直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	40
15	直近2事業年度の債券に係る事項 (1) 破綻先債権に該当する貸出金 (2) 延滞債権に該当する貸出金 (3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	79
16	元本補てん契約のある信託に係る債券に関する事項	80
17	直近2事業年度の自己資本の充実の状況	89
18	次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 (1) 有価証券	81
19	直近2事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	80
20	直近2事業年度の貸出金償却の額	80

21 法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨 71

No.	開 示 基 準 項 目	掲載 ページ
	Ⅱ.組合とその子会社等の連結ベースのディスクロージャー開示項目	
1	組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	104
2	組合の子会社等の事項 (1) 名称 (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 (3) 資本金又は出資金 (4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 組合が有する子会社等の議決権の割合	104
3	(7) 組合の他の子会社等が有する当該子会社等の議決権の割合 事業の概況	105
3	3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	103
4	直近5連結事業年度の業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期利益又は当期損失 (4) 純資産額 (5) 総資産額 (6) 連結自己資本比率	105
5	直近2連結事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	106
6	直近2連結事業年度の債券に係る事項 (1) 破綻先債権に該当する貸出金 (2) 延滞債権に該当する貸出金 (3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	138
7	直近2連結事業年度の自己資本の充実の状況	140
8	直近2連結事業年度の事業区分ごとの経常収益、経常利益、資産の額	139

- ※本紙は、農協法第54条の3にもとづき、事業及び財産の状況に関する事項を 記載した証明書類(ディスクロージャー誌)です。
- ※記載した計数は、単位未満を切り捨て表示しておりますので、合計と一致しない 場合があります。

ディスクロージャー誌 2023/JA淡路日の出 令和5年7月発行

淡路日の出農業協同組合

発行責任者 代表理事組合長 相坂 有俊 〒656-2131 兵庫県淡路市志筑 3112-14

TEL 0799-62-6200(代) FAX 0799-62-6345

URL https://www.ja-awajihinode.com

